

第五十五回国会 衆議院 商工委員会 議 録 第二十七号

昭和四十二年七月五日(水曜日)

午前十時三十七分開議

出席委員

委員長 島村 一郎君

理事 天野 公義君

理事 鴨田 宗一君

理事 田中 武夫君

理事 麻生 良方君

理事 稻村左近四郎君

理事 小笠 公韶君

理事 岡本 茂君

理事 小宮山重四郎君

理事 齋藤 憲三君

理事 田中 六助君

理事 三原 朝雄君

理事 板川 正吾君

理事 佐野 進君

理事 中谷 鉄也君

理事 古川 喜一君

理事 岡本 富夫君

理事 小宮山重四郎君

理事 齋藤 憲三君

理事 田中 六助君

理事 三原 朝雄君

理事 板川 正吾君

理事 佐野 進君

理事 中谷 鉄也君

理事 古川 喜一君

理事 岡本 富夫君

理事 小宮山重四郎君

理事 齋藤 憲三君

理事 田中 六助君

理事 三原 朝雄君

理事 板川 正吾君

理事 佐野 進君

理事 中谷 鉄也君

理事 古川 喜一君

理事 岡本 富夫君

理事 小宮山重四郎君

理事 小川 平二君

理事 河本 敏夫君

理事 中村 重光君

理事 遠藤 三郎君

理事 岡崎 英城君

理事 神田 博君

理事 小山 省二君

理事 坂本三十次君

理事 橋口 隆君

理事 武藤 嘉文君

理事 岡田 利春君

理事 多賀谷眞徳君

理事 永井勝次郎君

理事 塚本 三郎君

理事 菅野和太郎君

理事 竹中喜満太君

理事 宇野 宗佑君

理事 山崎 隆造君

理事 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

理事 山崎 隆造君

委員白濱仁吉君及び板川正吾君辞任につき、その補欠として小宮山重四郎君及び千葉佳男君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

石油開発公団法案(内閣提出第六七号) 貿易大学校法案(内閣提出第五六号)

○島村委員長 これより会議を開きます。内閣提出、石油開発公団法案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありますので、これを許します。板川正吾君。

○板川委員 私は、石油開発公団法案、及びこれに関連をいたしまして、わが国産業に重大な影響を持つ当面の石油政策について伺いたいと思えます。

まず第一に伺いたいことは、この石油開発公団という名称と内容との関係について伺ってみたいのであります。それは商工委員会の関係でも金属鉱物探鉱促進事業団法という法律がございます。目的と業務の内容からいいますと、これは石油開発公団という名前であり、石油の探鉱融資事業団という内容を持つておられると思う。これは実際は探鉱融資事業団である。しかしこれに石油開発公団法という法律の名前をつけた、これはどういう意義を持つのか、伺っておきたいと思つておられる。

○菅野国務大臣 仕事は、いまおっしゃるとおり、そういう仕事をしますけれども、石油開発公団という名前にしたのは、石油開発ということが日本の今後の産業の伸展の上においては重要ななかに握るといふことで、この石油の重要性をわれわれ認識しまして、そこで石油開発公団という名前にしたのであります。事業団よりも公団というほうが従来の慣例上重きをなすという語弊が

ありますけれども、従来の慣例上そういう見方をしておりますので、したがって単なる事業団じゃない、これは日本の百年の大計を立てる国策だということである石油開発公団という名前にしたのであります。

○板川委員 この石油開発公団の内容は、全く金属鉱物探鉱促進事業団、かつては金属探鉱融資事業団、こういう法律の内容を石油に置きかえただけで、同じであります。しかし同じでありませんが、石油開発公団法という名前をつけたことは、これは大臣いま、語弊があるかもしれぬがと言っておりますが、語弊はないのであります。金属鉱物探鉱融資事業団よりもっと将来の発展的な構想を持ったもの、当面は融資事業団的であつても、将来はさらに石油開発公団にふさわしい内容、体制を整えていこう、こういう将来の含みを持った名前じゃないかと私は思うのです。この際、わが国の石油政策の一つの大きな転換を内蔵した意図を持った名前である、こう思うのであります。それが、そう理解してよろしいかどうか。

○菅野国務大臣 お話のとおりでありまして、われわれも同じような解釈をいたしております。

○板川委員 そこで私は、きょうは主として石油政策の大きな基本的な問題について伺つてまいりたいと思つておられるが、わが国の石油政策の基本は二つの原則によつて立てられておられると思つておられる。一つは供給の安定性の確保、一つは低廉の原則。安定供給と低廉の原則、これがわが国の石油政策の基本的な原則だつたらう、こう思うのであります。政府はこの安定供給と低廉と、いずれが重要性を持つておられると思つておられるのか、どちらが重要だと考えておられるのか、その点についてまず伺つておきたい。

○菅野国務大臣 安定と低廉、まあ両方とも重要性を感じていますが、どちらにより多くの重要性を認めるかといへば、私の考えでは安定です。石油というものを一定の供給量安定せしめることが日本の産業を維持した発展せしめることになるのでありますからして、そこで安定ということが基本で、できれば安く買いたいというのが次だ、こう私は解釈しております。

○板川委員 石油政策の基本法である石油業法、これにも「石油の安定的かつ低廉な供給の確保を図り」こういうことで、安定供給というのが私は絶対的条件だつたらうと思つておられる。石油政策の基本というのは安定供給というものが絶対的な条件である。低廉というのは、できれば、いわゆる希望条件である。片一方は絶対条件であり、片一方はいわゆる希望条件であると思つておられる。ところが、最近エネルギー調査会の答申等によりまして、逆に、低廉を主として、安定をうしろに置いておられる表現になつておられる。まさか低廉が先にくたから安定を軽視しているという意味じゃないと思つておられる。その点最近の資料は、石油業法の書き方と違つて、安定があとになつておられる。これはどういう意図に基づいてこういう書き方をしておられるのですか。安定を軽視しているわけじゃないのでしょうか。

○菅野国務大臣 答申には「低廉安定」ということばを使つておられますが、やはり本旨は、安定が絶対条件で低廉が希望条件だということ意味だと私も解釈いたしております。

○板川委員 同じウエートじゃないのであつて、そうであれば、安定的供給かつ低廉な、こういうことに表現さるべきじゃないか、こういうところで石油政策の基本的な理解のしかたが若干違つたんじゃないか、こう思うものですから伺いました。

ところで、今回の中東戦争によつて各国とも石油政策の重要性というものはしみじみわかつた。石油というのは産業の血液である食糧だ。この血液である食糧が途絶すれば、一國の産業自体が大きな混乱あるいは破壊するおそれがある。こういう

七月五日
委員小宮山重四郎君及び千葉佳男君辞任につき、その補欠として橋口隆君及び板川正吾君が議長の名で委員に選任された。

同日

第一類第九号

商工委員会議録第二十七号

昭和四十二年七月五日

うことで、西歐諸国、日本も含めて、中東戦争による大きな教訓を学んだものと私は思います。この石油開発公団を政府が法案としてまとめられたときは、中東戦争がまだ起こっていないのです。中東戦争が起ってないときにこの法案を考へられた。ですから、中東戦争が起って大きな経験をした今日においては、本法案ははなはだなまぬるいのじゃないか、不十分ではないか、こういうふうな考えられるのでありますが、これに対する政府の率直なる見解を伺っておきたい。

○菅野國務大臣 中東動乱によって、石油問題については非常な教訓を日本も外国も得たと思うのでありますが、日本は御承知のとおり大体九割以上もこの中東方面から石油を輸入しておりますからして、中東の動乱が幸いにしていま停戦になりましたけれども、これが引き続き動乱が続くというふうなことになるならば、これは非常な影響を日本に与えるということで、そこでいままで以上に、中東から石油の供給を仰いでおることによつてはいかぬという考え方、これは今度の動乱によつて非常に教へられたと思ひます。したがいまして、石油の海外開発なども、今後はやはり中東以外においてその油源を確保するというところに全力を注がなければならぬということが教へられたと思ふのであります。そういう意味において今後の石油対策というものを考へ方を変えていかなければならぬということが第一だと思ひます。

それから、幸い、この石油開発公団というものは中東動乱の起る前に考へ出した案であります。この中東動乱によつて石油開発公団の必要性を一そうわれわれも認識いたしましたのであります。したがいまして、中東動乱の教訓にかんがみて今後の石油対策というもののいろいろの考へ方を変えていく必要があるということは、板川委員と同じ意見を持つておる次第です。

○板川委員 今度の中東動乱によつて、私は前から主張しておつたのですが、石油の安定供給というのはいかに重要だかということが、幸いにして日本は被害が少なかったからいいようなものであ

りますが、国民もある意味では理解したものと思ふのでございます。ですから、今後の石油政策というのには、大臣も従来より考えを改めたいといふ言つておられますが、これは安定供給というところに主力をしばつた政策というものをこれから考へていかなければならぬのではないかと、こう思ふのであります。中東の動乱で、幸いにして日本は中立外交をとつておりました。佐藤総理は幻想だと言つておりましたが、しかし、社会党の限定的な中立外交、こういう方向をとつたために、日本に対する石油の禁輸というのが行なわれなかつた。もしアメリカ、イギリスの外交政策に同調しておつたとするならば、今日九一%を占めておる中東地区の石油の大半が輸入が途絶するということになれば、日本産業というものはたいへんなことになる、こう思つたのであります。そういう意味で、今後のわが国の石油行政というものは安定供給の確保、ここに石油政策の主力をしぼるべきである、中心をしぼるべきである、こう考えます。大臣もそういう趣旨のようでありますから、理解をいたします。

そこで、次に伺いたいことは、中東動乱の被害を最も受けておる英国を中心とする西歐諸国のその後の石油の需給状況といふますか、そういう点をこの際若干伺つておきたいと思ひます。これは局長でけっこうです。

○両角政府委員 今回の中東動乱によりまして、西歐諸国特にイギリス西独さらに北歐諸国におきまして、石油の供給面で大きな影響が出てまいるという事態になつておるかと思ひます。問題は、イラクないしはリビア並びに地中海に対するパイプラインのそれぞれの出荷の停止ということによりまして、ヨーロッパ向けの原油の供給がすべてペルシャ湾からケープタウン経由でなければ不可能になつたということからいたしまして、世界的にタンカー船腹の不足状況があらわれてまいりました。それが特に欧州に対して端的な影響を与えておる模様でございます。これは量にいたしまして約四千万トン程度のタンカー船腹の不足が現在

見込まれておりました。このような不足事態を、交錯輸送の廃止あるいは集約配船等々の措置によりまして欧州諸国向けの影響を緩和するためには、約半年かかるであろうといわれております。その間にイギリス並びに北歐諸国の備蓄が著しく減少するといふことがきわめて明らかな事態に立ち至つておるか存じます。かような事態に對処いたしまして、イギリス政府その他北歐政府におきましては、石油製品の輸出の制限、並びに近い将来において、場合によりましては消費の規制というふうなことも検討中と伝えられておりますが、まだ詳細はつまびらかにはいたしておりません。以上でございます。

○板川委員 新聞報道等によりまして、イギリス等では近く配給制度をとらざるを得なくなるかもしれない、そういう深刻な事態を招来しておるようでありまして。わが国がそういう事態にならなかつたことは、不幸中の幸いと言ふほかはないのであります。そこで、西歐諸国の石油の需給が逼迫しておるに對して、アメリカとしてこれに對する緊急対策をとつておるようであります。アメリカの石油政策というのは、御承知のように国内で膨大な油田を持つておる。しかし、生産はある程度しほつておる。そうしていざというときには、生産をフル生産をして、アメリカの需要を確保し、同時に友好国に對する石油の供給をはかる、こういうアメリカの政策があると思ふのであります。が、一体アメリカのそういう平常の需要をまかなつてよそに應援し得る余力といふますか、これはどのくらいあるのですか。それがヨーロッパの今日の不足にどのくらい應援する力を持つておるのか、その点、ちよつと伺つておきたいと思ひます。

○両角政府委員 今回の動乱によりまして、欧州その他の自由諸国向けの原油の供給の絶対量が不足をいたすという事態に對処いたしました。アメリカ政府としましては、内務省に設置されております海外石油供給委員会が活動を開始いたしました。アメリカとして自由諸国に對し、万が一の場合に供給が可能な量並びにその方策、特に輸

送問題等を中心に検討を開始したと伝えられております。この場合、どの程度ヨーロッパ諸国その他の地域に對して應援が可能であるかということについては、まだアメリカ政府としても公的な数字は公表いたしておりませんし、現在作業が行なわれておる程度であると思ひますが、御承知のようにアメリカにおきましては、国内生産を常時制限をいたしておりました。この制限を解除することによりまして、相当程度の供給の弾力性が見込まれております。最大限約一億キロリッターの弾力性があるといふふうに見込まれておりますが、具体的にそれを今回の対策としてどの程度検討いたしておるかはまだつまびらかにはいたしておりません。

○板川委員 けさ方の新聞ですと、アメリカもヨーロッパの石油不足に對して、船賃の協定ですとかあるいは売り値のある程度の協定は独禁法上これを認めていこうということ、ヨーロッパの石油不足に對する緊急対策をきめておるようであります。アメリカの非常時に備へての余力といふますか、手持ちの数量といふのは一億キロリッター、これは日本の十月から十一月分くらい消費量ですね。その程度のもをアメリカの友好国、ヨーロッパ諸国に回すということになれば、日本がアメリカと友好関係を持つておるといふても、それに多くをたよるといふことは不可能ですね。アメリカはそういう場合に日本だけを救うというわけにいきませんから、当然ヨーロッパ諸国にも應援しなくちゃならない。したがって、日本がアメリカと友好関係を持つておれば、いざというときにアメリカの石油で日本の産業は何とかやっ

ていけるのだ、こういう期待を持つことは、私は危険じゃないか、こう思ふのであります。この点はどう考へてですか。

○両角政府委員 御指摘のとおりかと存じます。われわれといたしましては、石油の供給途絶の事態に對処いたしまして、アメリカの供給のみに依存するといふ安易な姿勢ではなく、みずからの手による供給確保の方策について強力に推進いたさ

なければならぬということを、今回の動乱を見ておぼろげに痛感いたしておる次第でございます。

○板川委員 中東動乱が幸いにいたしまして短時日のうちに決着がつかない。しかし私は、あれがもし長期化したならば、これはたいへんなことになるだろうと思つたのであります。長期化すれば、勢い英米向けの石油の輸出を禁止する、それに対抗手段がとられる、石油の生産地で国情騒然たる状態になる、そういう場合に、日本だけ石油を確保して、日本だけそれを買いたいというわけにはなかなかいかない。動乱の渦中に巻き込まれてむずかしくなる。そういう場合に、日本の産業は、一体どこにエネルギーを求めようか、こういうことで心配したのであります。幸いに短時に終わりました。しかしあれが長引いた場合に、一体わが国の産業に及ぼす影響というもの、私はあの機会に政府はもとと国民に石油政策の重要性というものを理解させるようにすべきではなかつたか、こう思うのであります。もし中東動乱が不幸にして長引いて、わが国の石油の供給源というものが、相当程度とまるということがあれば、わが国の産業は一体どういふ状態になるのか、そういう予測をされたことがあるかどうか伺つておきたい。

○西角政府委員 わが国のみならず、西欧諸国におきましても、中東に対する原油の依存度がきわめて高い現状にかんがみまして、O.E.C.D.の石油委員会におきましては、中東からの石油の供給に混乱が起こりました場合に、どのような対策を講じたらよろしいかということ、図上の想定作戦と申しますか、きょうの形態におきまして、すでに過去二、三年にわたりました検討を続けてきております。わが国もそのような石油委員会の一員といたしまして、そのような対策の考え方というものについても、意見の交換をいたしてきた次第でございますが、実際の問題として、供給の混乱が起こったときには、もはやこれを現地において解決するというのではなくして、中東以外の地

域において、また中東以外の国との関係において解決をする以外にないわけでありまして、供給が不足するという事態をただ放置することなく、直ちに供給の転換ということの施策を講ずることが必要であらうかと考えております。

○板川委員 供給源の転換というのは、アメリカの一億キロリットルの余剰、生産余力というのですか、それに主としてたよらざるを得ないだろう。しかしそれは、ヨーロッパでも不足する状態ですから、それに多くをなかなかなたよるわけにいかない。他に供給源の転換といつても、何千万キロリットルという大量を他の地域から求めるといふことは不可能だ。だからそこに私は石油政策の重要性がある、こういうことを言いたいわけであり。そこで伺います、中東地域における石油関係での動乱というのは、これが二回目ですね。一九五六年にスエズの動乱がありました。スエズ運河が閉鎖されて、エジプトとイギリスが戦いはした。このときの経験にかんがみて、西欧諸国ではその後再三にわたつて、石油政策というものを検討し、わが一中東に動乱が起こつた場合というところで、いろいろ対策をとつてまいつたと思ひます。たとえばフランスのごときは、アルジェリアの石油を開発して自給自足ををはかる、イギリスのごときは中東に依存する割合をずっと減らす、こういうふうなことで、おのの各々が、いざというときに備えて安定供給をはかるべく、膨大な資金を使い、いろいろな対策を講じてきたと思ひますが、そうした西欧諸国のスエズ動乱以降における安定供給上からの種々の対策というものを、この際参考のために伺いたい。

○西角政府委員 西欧諸国は、一九五六年のスエズ動乱以後、御指摘のように中東依存度の減少をはかりました。主としてアフリカの油田の開発に力を注いだわけでございます。その後ナイジェリア等から有望な油田が開発されました。今日におきましてはアフリカからの供給力は、ヨーロッパ全体に対して二七％という数字に達しております。スエズ動乱時はそれがゼロで

あつたという点からいいますと、著しい改善ではないかと思ひます。

またソ連その他の中東以外の地域からの原油の輸入も増大をいたしておる模様でございます。さような供給源の分散措置を具体的にとつたということが、西欧諸国のその後の対策の成果ではないかと考えております。

○板川委員 中東戦争の教訓からわれわれが学んだのが、いわゆる安定供給の確保といふものの重要性。安定供給を確保するためにはいかなる方策が必要か。そこで私は幾つかの柱を考へてみました。第一は行政の自主性の確保であります。第二は供給の多元化といふことです。供給基地を各方面に求めるほかにない。第三は自主開発の促進、これが石油開発公団の設立につながると思つております。第四は備蓄政策の強化、こういう四つの柱、ここに今後のわが国の石油行政といふものの主力が注がらるべきではないか、こう思ひますが、大臣の見解はいかがでしょうか。

○菅野國務大臣 いま板川委員の言われたとおり、その四つを今後においては考へなければならぬ、こう思つております。

○板川委員 そこで、その四つの点について、以下順次問題を取り上げてみたいと思ひます。石油行政の自主性、独立性といふまいしょうか、これを確保するについて、そのうちの一つの政策は、民族系石油資本の育成強化をはかるべきではないか、これが一つの点だと思ひます。政府は民族系石油資本の育成強化にいかなる考へ方を持っておられるか、この際伺つておきたいと思ひます。

○西角政府委員 石油の供給の自主性を確保いたしまするために、民族系石油資本の育成が必要であるという点は、まことに御指摘のとおりかと思ひます。そのような見地に立ちまして、通産省といひましたも、今日までたとえば民族系精製業者のうち三社をもちまして販売の集約を行ない、日本共同石油という企業を設立いたしました。この共同石油に對しまして財政資金の投入を通じ

て、強力な育成をはかつております。なおこのような民族系資本の育成といふことは、外資対策とやらは別の問題でございます。外資の石油産業における立場といふものにつきましても、たとえば今後は資本の参加は五〇％までしか許容できないという方針、あるいは外資との提携は一對一の原則といふようなこと、さらにはひもつきの問題も、資本参画率までしか認められないといふような諸般の外資対策といふものとあわせて考へてまいりたいと思ひます。

○板川委員 共同石油を育成強化していこう、これはわれわれも賛成であります。共同石油はいまのところはまだ販売面だけでありまして、精製面の共同化はまだできてないのであります。将来は精製面の共同化ができるような育成をはかるべきではないか。共同石油はできたが、実はいまのところこの共同石油の育成は必ずしも十分ではないと思ひます。こういう点で名実ともに、独立性、自主性を持つておる小さい民族系精製会社をひとつ今後とも育て上げていくべきではないか、こう思つております。たとえば、最近報道されました新増設の問題等の場合でも、共同してされる場合には優先的にこれを認可するという方法も考へられるやに伺つておりますが、そうした民族系のみよつかないもの、実はあまりこのところ民族系はよくないのじやないかと思つております。そういう意味でな育成をはかるべきではないかと思ひます。

そこで、そのうらはらの関係にありまして外資系の会社、これは私もいままでも何回か取り上げてきたのであります。エネルギー調査会の答申等によりまして、外資系の出資が五〇対五〇、こういう場合には契約によつて輸入する量を五〇％までとする、あとは、フリーハンド、自由にする、こういう方向に指導するといふことがエネルギー調査会の答申の中にもあるかと思つております。ここで私は公取委に伺ひますが、御承知のように独禁法七条によつて、不当な取引制限あるいは

不正な取引方法、そういう国際契約は差しとめ
することもできるし、独禁法六条で不当な契約は
いかぬということになっておるのであります。こ
の問題は再三取り上げてきたんですが、公取委と
してはこの問題をその後どうしように措置をさ
れたか、ひとつ伺っておきたいと思ひます。

○竹中政府委員 この問題につきましては、板川
委員から再三御指摘を受けておるのでありますけ
れども、御承知のように燃料供給契約が締結され
ました当時は、石油市場は売り手市場でございま
して、買手のわが国の石油精製業者としまして
は、安定的な供給を得るために燃料供給契約を結
んだわけでございまして、しかしその後、これをて
こにいたしまして、株式を所有する、役員を派遣
する、それから技術の指導をする、あるいは借款を
供与する、こういう事態が起こりました。これは
独占禁止法の不正な取引方法の一般指定の十号
の優越した地位の乱用になりはせぬかということ
もございまして、当時は独占禁止法が昭和二十八
年に改正される以前でございまして、この規定が
ございせんので、そういう事態に立ち至ったの
だろうと思ひます。それがその後経済事情がかわ
りました、御承知のように石油は買い手市場にな
りました。買い手市場のときに、そういう事態が
あるからといって一〇〇%の供給を受けなまな
らぬということとは不都合ではないか、これは確か
にわれわれも感情的には不都合であると思ひます
けれども、すでに五〇%の株を持たれており、技
術の指導を受け、役員も来ておる、しかもその上
に比較的安い金利で借款を受けておる、こういう
場合に、一〇〇%を供給することが直ちに独占禁
止法の六条の不当な取引に該当するかどうか、非
常にむずかしい問題でございまして、再三申し
上げておりますように、公正取引委員会としては
最終的な結論が出せない、こういう状況に現在ご
ざいます、さらに引き続き検討はいたしてお
ります。

○板川委員 私、再々言っておるのですが、五
〇%出資した場合に、契約上引き取る数量という

ものは五〇%でいいのじゃないか。あとの五〇%
は原油の性質、サルファの含有量の関係、あるいは
船の輸送上、運賃の関係、そういうことで合意
の上で一〇〇%とすることは、何もわれわれはそれ
まで反対だと言っておるのではない。しかし契約
によって一〇〇%とらなくてはならないという義
務を持つことは、私は不当の契約じゃないか、こ
ういうことを言っておるのです。現実的に一〇
〇%とつちやいかぬ、五〇%しかとつちやいか
ぬ、ほかから買われしということまで私は主張し
ておるのではない。その国際契約によって、五
〇%出資者が一〇〇%契約として引き取りを強制
することは、独禁法六条にいう国際契約の不当
性、不当な国際契約じゃないか。だからそれは契
約上ではなくて、お互いに合意で一〇〇%、しかし
場合によっては他からとることもあり得る道があ
る、こういう形に私は国際契約なるものを改善す
るよう指示すべきではないかと思ふ。これは検
討する検討するといつて、何年も検討して、いつ
になつても結論が出ない。どうなんですか。それ
は再々言いましたように、石油の供給というも
のは、売り手市場から買い手市場に変わつておる
し、またいまの中東動乱等からいつても、いわゆ
る供給源の多元化ということも私は必要だと思
ふ。そういう国家的な要請というものもあると思
ふ。しかし、それをはずしたらイコール多元的な
供給源を持つことにならぬかならぬか別として
して、公取として、国際契約としてはおかし
いんじゃないですか、どうなんですか。

○竹中政府委員 板川委員はかねてより、五〇%
株を持つておる場合には五〇%の供給ということ
を言われております。私も考えますと、拘束を受
けるのは——本来ならばゼロが一番いいんじやな
いかと思ひます。どこからでも自由に買えるのが
一番いいと思ひます。われわれ法律を解釈するに
あたりまして、これが一〇〇%がいいか、五〇%
がいいかということ、われわれ問題ではありま
せん、要するに、正当な理由のある拘束か、な
い拘束かという問題でありまして、先ほど申しま

したように、株を五〇%持たれておる、比較的低
利の融資も受けておる、技術の指導も受けてお
る、役員も来ておる、こういう場合に直ちにこれ
が正当な理由がないと言えらるかどうか、なかなか
検討いたしても踏み切れない。これは前委員
長の渡邊さんが、おそろく板川さんの御質問にお
答えしたことがあると思ひますけれども、そうい
う点でなかなか踏み切れないので、委員の満場一
致で結論を出したいというようなことを言われた
と思ひますけれども、そういう線できらに検討を
続けておるわけでございまして。

○板川委員 五〇%株を持ったその会社が、い
上あるかもしれない。しかし、この石油の供給源
の多元化ということは日本の石油の安定供給の確
保という面から重要な政策になっておる、こう思
うのです。エネルギー調査会の答申にもそういう
趣旨がありますが、そこで私は通産大臣に伺いた
いのです。通産大臣はそれをどういふふうに考
えておられますか。公取ではなかなか結論が出な
いと言つておられます。しかし私は、通産省がエネ
ルギー調査会の答申を認めてそういう方向に行政
指導の基点を置かれる、こういう結論になれば、
公取もそういう解釈をとらざるを得なくなると思
うのです。これは正当性というのにひつかかつて
くる問題であつて、この場合の正当性というの
は、われわれのほうでは石油供給源の多元的な確
保というのを正当性と考へておるわけです。そう
いふ点から見ると、この点については一体通産省
はどう考へているか伺いたい。

○菅野國務大臣 いままでには長期契約で、
その買収の内容を変更することはできないと思ひ
ますが、その契約の期限がきたときには、お説の
とおり、これは自由に各方面から買収ができるよ
うにしたい、こう考へておられます。

○板川委員 そうすると、各社の契約の期限とい
うのはいつになつておられますか。

○両角政府委員 原油の長期購入契約の期限は、
各社によつてまちまちでございまして、十年、十

五年あるいは二十年といったような諸般の期間が
ございまして。

○板川委員 しかし、その各社のそういう契約は
ありまして、国の石油行政の必要上、そういう
契約がいいことじゃない、こういうことになれ
ば、私は公取も踏み切つて、正当性が無い、した
がつて、そういう契約はひとつ改善しろというこ
とになるのじゃないかと思ふのです。それでは今
後エネルギー調査会の答申のような方向に各社を
持つていこうとされますかどうか、その点をもう
一度通産大臣答弁してください。

○菅野國務大臣 お説のとおりに、そういう方向
で進めようと思つておられます。

○板川委員 それではここで、それに若干関連し
ておるのですが、丸善石油の問題についてこの際
伺つておきたいと思ひます。

米国のユニオン何とかという石油会社がかつて
丸善石油の株式三三%を受け持つて出資した。し
かし、当時自主性の確保という点から、われわれ
国会でこれを議論したために、経営上には参加し
ない、しかし三三%株を持ちましよう、しかし、
一定期限後丸善石油が買戻したいというなら
これは買戻しに成しましよう、こういう契約に
なつて、外資審議会の許可になつたと思ひます
が、この買戻し時期が昨今ではないか、こう思
うのです。この問題はその後一体どういふ解決を
されたのか、この点を伺つておきたいと思ひま
す。

○菅野國務大臣 買戻し期限は来年なんです。
それでまだそこまで交渉を進めておりませんが、
大体期限が参りますれば政府の方針とおりにやつ
ていきたい、こう考へておられます。

○板川委員 政府の方針とおりののは、具体
的に言うとうどういふことでしょうか。

○両角政府委員 ただいま大臣からも御答弁申し
上げましたように、期限は明年の五月でございま
すが、その前にできるだけ早く契約に從いました
買戻しの話し合いを進めたいという趣旨のもと
に、お話のございましたように、本年の五月ユニ

オンの社長、副社長が来日いたしましたして、丸善石油側と交渉を行なったわけでございますが、その結果、丸善石油側の買い戻し権の発動と申ししますか、買い戻しの方針が認められ、ユニオン側も原則的にこれに協力する方針が認められ、かつあわせまして原油の購入問題につきましても、合理的な方法で、また合理的な程度においてこれを解決したいという意向が非公式に示された由でございます、ただいまそのような方針のもとに具体的な内容を両当事者間において検討中というふうに承知をいたしております。

○板川委員 まあ事情が改善をされて買い戻しができるといことは、わが国の民族石油の自主性を確保できるものとして私も歓迎するものであります。なお、今後自主性確保のために、さらにしかるべき指導をせよと思っております。

次に、供給源の多元化といいますが、この問題について伺っておきたいと思っておりますが、わが国の石油が中東から九一%供給を受けております。これは資料に示されておりましたが、これは先ほど大臣も言いましたように、安定供給の上から、一カ所に大半の供給源を求めるといことはなかなかむずかしいから、ほかに変えていくのだ、こういうことを言われました。これは日本の石油の需要というものが非常に伸びておられますから、年間一五%から二〇%近く伸びておられますから、供給源を各方面に求めるといっても、中東を減らしてほかからそれを取るといわけにいかないと思うのです。少なくとも、中東は現状のままあるいは現状から漸増をする程度にして、ふえる分の主たるところを他に求める、こういう政策を当然とらざるを得ないだろう。油の出る地域というのは世界じゅう大体まわっているものでありまして、そのまわっているところ以外には油が出て採算上合わぬ。だからしたがって油はないと同じだ、こういう説きであるのであります。そこで、供給源の多元化、他に供給源を求めるといいうのでありますが、現在わが国に輸出を希望している国はどのようなところがありますか。ソ連、カ

ナダ等が伝えられておりますが、そのほかわが国に石油を輸出してもいいという希望を持つておる国としてはどういふところがありますか。

○両角政府委員 現在わが国が購入しております以外に、あるいは購入しておいても、相当大きく対日供給をふやしたいという希望を持つております国は、ソ連のほかにはアフリカの新興産油国がございます。しかしながらこれは輸送の面から見まして、やはりケーブタウンを迂回しあるいはスエズ運河通過の問題もありませんので、供給源分散という見地にはなりません。低廉供給の面からは多少問題があると思っております。

○板川委員 その供給量といふのは、どの程度の供給量を持つておられますか。

○両角政府委員 ソ連のほうといたしましては、現在民間ベースで話し合いの進められております西シベリア油田の開発構想が伝えられておりますが、この場合は、ソ連側としては対日供給を相当程度希望をいたしておるようでございますが、大体一千万トン程度の期待を持つておるのではなからうかと承知しております。アフリカ等の新興産油国の対日輸出期待量は、別に量的な数字はございませんで、むしろわが国の購入希望に応じて供給する用意があるという話かと存じております。

○板川委員 供給源の分散、多元化といふなかなかむずかしい問題を持つておられますね。しかしいま一番具体的な問題は、やはりシベリア開発によるソ連の石油一千万トン、当面はこれが一番具体性を持つておるのじゃないでしょうか。パイプラインの鉄管を日本へ送ってほしい、そして長期のいわゆる購入契約を結んでくれるならば、向こうもひとつそれに応じてほしいというところがソ連側からも主張され、日本の財界人等もこれに呼応して調査を行ったということもありませんが、私は、供給の多元化というたてまえから、ソ連の石油開発にお互いに協力をし合せて、依存度を相当ふやす必要があるのじゃないか、こう思います。これは日ソ経済関係会議、貿易協定会議等がありますが、一体これに対して大臣どういふような心

がまえでこの問題と取り組んでいこうとされるのか、具体的に考え方があったならば、この際明らかにしてもらいたいと思っております。

○菅野國務大臣 まだ具体的な話は私聞いておりませんが、私もソ連へ行きましたときに、向こうから、石油を日本へ売りたい、それにはパイプラインだけ日本でひとつ供給してほしいということも言っております。またそのときの話では、値段も非常に安く私には言っておいたようでありまして、起ってくる問題だ、私はこう考えております。

○板川委員 大臣、そういう問題を、今後必ず起こってくるというよりも、こちらからも積極的に取り組んでいくべきではないか、こういうことをわれわれ考えておるわけです。向こうから起こってきたら、まあ様子を見て、よかつたら乗ろうというのではなくて、わがほうもこれに真剣に対応するよう積極的な取り組みをすべきではないか。どこに問題があるのか。向こうは希望しておる。日本も供給源の多元化という意味から、特にサルファ分の少ないソ連原油というのは歓迎されるわけですから、それがパイプラインを通じて安定的に供給されるということは、日ソの友好上からも必要だし、同時にそれは世界平和の上からも必要だと私は思うのです。ですから、今後起こってくるというよりも、積極的にわが国としては取り組んでいくべきである、こういうような考え方を持つべきではないかと思うのですが、どうなんですか。

○菅野國務大臣 私が行ったときの話では、まだ日本に供給するだけの用意ができていない、将来そういう場合にはひとつ応じてくれという話があったのであります。したがって、こちらからいって買いたいというよりも、とても向こうではまだそれだけの準備がないと思っております。まあ当時の話を聞くと、まだ日本へ売らただけの余裕はないように聞いております。しかしその後石油がたくま

はつきりいたしておりませんが、これは早晩、向こうが余裕があれば向こうから話が出てくるし、こつちもそれに即座に反応してしかるべきではないか、こう考えております。

○板川委員 そういふ話は聞いておる、しかし機運が熟したようにまだ見えませんが、そういう機会があれば今後積極的に取り組んでまいります、こういうことですね。——わかりました。

次に私は、石油開発公団の大きな任務である自主開発政策について伺ってみます。政府の出された資料等によりましても、昭和六十年、日本の石油消費量が非常に膨大となつて、しかも、少なくともその三割は自主的に開発したひものつかないものでいきたい、こういう資料による提案もございまして、それは昭和六十年において一億四千万キロリットルを開発したい、その開発の母体になるのが石油公団である、こういうふうにご考えてよろしいかどうか。

○両角政府委員 総合エネルギー調査会の答申にございまして、昭和六十年におきますわが国自身の手による開発輸入原油を一億四千万キロリットル程度確保したいという目標のもとに、海外の原油開発を総合的に推進いたします母体が石油開発公団と考えております。

○板川委員 一億四千万キロリットルという、いまのアラビア石油が昨年産出した原油が一千四百萬トン、ですから、アラビア石油の約十倍、こういうふうにご考えてよろしいと思つておるのです。アラビア石油の十倍程度を昭和六十年から十七、八年のうちに開発を行ないたい、こういうことになるといふのであります。十七、八年にという、大体二年弱に一つのアラビア石油的なるものを開発する、大体こういう計算になる。現在のアラビア石油の規模の石油資源の開発、これが十カ所ですら、したがって二年に十カ所くらい、少なくとも一年十カ月くらいに十カ所アラビア石油程度のもので開発をされなければならぬという計算になります。私は、この計画を実施するには膨大な資金的な準備も必要だと思つておる。この昭和六十年に

一億四千万キロリットルを自主的に開発をしたいという計画は、一体どういふ地域に年度別にやり、そしてその所要資金の年次別な必要量、こういつたものは大体構想にあるのですか。

○両角政府委員 お話にございましたように、昭和六十年におきまして一億キロリットル以上の開発を行ないますことは容易な事業ではないと思ひます。したがって、今後探査活動はきわめて多額の資金投入を必要とし、また開発のためにも巨額の投資を必要とするであろうかと考えております。現在のおおむね四十五地点の探査を行ない、これに所要の探査資金としては約三千億円程度の資金投入を必要としたし、かりに油田が見つければ、その開発のために約八千億円程度の投資を必要とするかと考えております。これらの具体的な年次別の計画ということになりますと、これは相手国政府の事情あるいは国際的な諸般の石油情勢の変動等もございまして、いわゆる五カ年計画のごとくきつちりとした計画はなかなか立てにくい性格のものでございますが、一応ただいま申し上げましたような目標のもとに、各年度にわたりますして着実に開発を推進してまいりたいと考えております。

○板川委員 十七、八年のうちに四十五地区、探査資金三千億、開発資金八千億、合計一兆一十億、大体年間七、八百億ですね。私は、通産省がただそういうプランを持ったということだけでは、なかなかそうした予算措置がどうも実現不可能じゃないかと思うのです。たとえば道路五カ年計画の場合には、道路五カ年計画を立てて所要資金を何兆何千億とこういうふうな大きな額を立てて、そのめどのもとに財政資金を投入するなりしていきますね。しかしこの産業の食糧であり血液である石油の確保ということについては、通産省だけがそういう資金的な計画を持っているだけではいかぬじゃないか。ほんとうにやる気ならば、やはり五カ年計画で、資金的な面あるいは開発地点、そういうことを含めた大まかな計画を一

つ立てて、しかもこれを閣議にかけてそういう方向を承してもらおう、こういうことではないと、せつかくそういう膨大な石油の確保上構想を立てておられても、絵にかいたモチになって、なかなか計画どおり進まないのじゃないか。ですから、そういう実際にやる段となったならば、私は、石油開発五カ年計画なりというものを立てて、所要資金を明確にして、大体道路整備五カ年計画のようにそれが年次別に、あるいは一年たち二年たつてまた変わつても、所要資金というものを閣議で了承されるような措置をとる、こういう必要があるのじゃないかと思うのですが、大臣はどういうふうにお考えですか。

○菅野國務大臣 石油資源というものは、お説のとおりこれは産業の血液でありますので、したがって三千億あるいは八千億金が要りますが、これはみなやはり産業にそれが具体化されていくのでありますからして、もし具体化されないようであれば、またこれだけの石油も要らぬということになるわけですね。これだけの多額の石油が要するということは、日本の産業が発展するということになりまして、したがって、それだけの産業が発展すれば税収入もまた当然ふえてくるということになりますから、日本の財政収入がそれだけふえてくるということになります。私は、必要な石油量を確保するということは絶対条件でありまして、その絶対条件の石油を確保するに必要資金は、これも絶対的なものであるというように考えるべきであると考えております。したがって、その点においては、大蔵省も十分理解していただける、こう考えておる次第であります。

○板川委員 石油の供給を確保するということが絶対的条件だということは、今日決定されたことじゃないのです。日本のエネルギーの情勢というものを見れば、もう何年も前からそういうことは当然わかってのことなんです。しかし大蔵省なり日本の政府は、石油の確保のために開発のために一体どのくらいのお金を出したか。昨年はずか二十億くらいじゃないですか。一方において膨大

な原油の関税収入を取っておりながら、石油の自主的な供給源を確保する、開発をするということに對する金というものはごくわずかじゃないですか。だから私は大蔵省がそれを理解しておるとは思わないのです。去年は海外開発関係わずか二十億、それは開発が具体的にない、計画が具体化してないから、とりあえず調査費なり探査費なりということ、わずかでもしようがなかったかも知れません。しかし私は、そういう点で大蔵省を中心として石油の供給の確保というものがいかに重要だということがどうも軽視されておつて、空気が水のように、どこでも掘れば出るようなつもりでおる点もあるのじゃないか。そういう点は通産省のPRが欠けておつたと思うのです。ですから一億四千万キロリットル、四十五地区に、しかも一兆数千億の資金を使う、この資金がなかなか大蔵省が出さないで困るということのないうちに、ひとつ大臣、いまのうちにPRしておいてもらいたいと思うのです。できれば私は、やはり五カ年計画を立てて、資金計画のめどというものを明らかにしていくことが、開発を順調にする大きなやり方じゃないかと思ひます。そういう点はひとつ今後検討されて善処されることを要望いたします。

○菅野國務大臣 この石油資源と産業の開発ということについては、私はもう少し根本的な調査をしなければならぬと思ひます。将来産業が発展することによつて税源がどれだけ出てくるかということも調査して、その上であるいは五カ年計画なら五カ年計画を立てても私はいいのではないかと、こう思うわけですね。いまのところ石油の重要性というものはなるほど認めておりましたけれども、私はごく最近だと思ひます。まだ日本では石炭というものに依存しておる風がありましたから。しかし石炭のほうでは依存できないということについて大体みな考えてまいりましたから、そこで石炭を五千万トン確保する、それ以外のエネルギーは石油にたよらなければならぬというふうにみんなが理解してきたのは私はごく最近だと思

うのであります。したがって、そういう点においてまた十分われわれのほうも理解が足りないし、また大蔵省のほうも理解が足らなかったと思ひますけれども、しかしもう今日では、ことに中東問題で痛切に石油の重要性ということをお官民とも考えてきたと思ひますからして、したがって、私は先ほど申し上げましたとおり、これだけの石油は日本の産業の発展のために絶対必要だということは当然みんなが考えておることでありまして、その石油を確保するために必要な資金というものは、これはまた何とかしなければならぬということについては、私は各方面から御理解を得られると思ひますし、なおひとつその点においても皆さん方の御協力を特にお願いを申し上げたいと思ひます。

○板川委員 次に、スエズ動乱後西歐諸国がどのくらいの資金を投入していわゆる自主開発に努力してきたか、西歐諸国のそうした努力の結果としてどのくらいの資金を投入したのか、資料がありましたら、簡単にそれを説明してください。

○両角政府委員 西歐諸国は、スエズ動乱以後、各国ともに政府の資金をこれに投入いたしてきております。フランス政府はERAを通じまして、イタリア政府はENIを通じまして、また西独政府は探査融資制度を通じまして、それぞれ国家資金を、最低百五十億円、平均いたしまして二百億円程度毎年投入をいたしてきておる実績になっております。

○板川委員 西歐諸国の石油消費量と今日における日本の石油消費量では明らかに日本のほうが凌駕している。しかし、その石油消費量から比べてみましても、各国では毎年二百億程度の資金を開発のためにつかつておる。しかし、わが国は何十億ですか、五分の一かそらだと思ひますが、非常に少ない。これでは、私はこれからの石油の安定供給を確保するというわけにいかないと思ひます。

それはそれといたしまして、次に伺いたいことは、海外開発が四十五カ所となり、一億四千万キロ

リットルも海外開発原油が輸入されるということになった場合に、国内の引き取り体制というものはどうなることになりませうか。いまアラビア石油がわずかに七、八百万キロリットルから千六百万キロリットルになりましたが、その当時すら、アラビア石油の石油は引き取るべきじゃない、あるいはサルファが多いからといって、いろいろクレームをつけて——多いことは事実ですが、これについて苦情を出してなかなか引き取らなかった。ですから、せっかく海外開発をして、わが国の技術と資本によって開発された原油がわが国に入る場合に、これを引き取って精製するもの、販売するもの、こういうものに対する対策がなければ、開発はしたけれども国内に輸入されない。そうすると、めんどうだから、アラビア石油じゃなければ、でも、途中でアメリカのほうに売ってしまおう、こういうような考え方になるんですね。引き取り体制というものを今後どういうふうを整備されようとするのか。この点をひとつ伺っておきたいと思ひます。

○両角政府委員 御指摘のように、開発原油は引き取りがきわめて大きな問題の一つであることはお説のとおりかと存じます。さうな面、特にアラビア石油の過去の例にもかんがみまして、将来の開発原油の国内への引き取りを円滑にいたしませうかと思ひます。まず第一に、海外の原油開発はそれ自体コモーションベースに乗る開発であるという原則のもとに進めらるべきかと思ひます。したがって、商業採算に乗る開発、それによつて出てくる原油の購入ということを取引として少なくとも円滑に行なわれる最大の前提であらうかと考へておられます。

次に、海外の開発を推進するにあたりまして、あらかじめわが国の石油精製業界の協力というものを求め、また協力的体制を確保して海外に進出していくという事前の準備というものが今後ともきわめて肝要であらうかと思ひます。そういう方向で各開発プロジェクトの推進を考へていくべきであらうかと思ひます。

らうかと思ひます。

さらに、昨今の新しい動向といたしましては、たとえば九州石油の南カリマンタン開発計画のごとく、精製業自体が開発に進出したというような形態も出てまいつておられます。かような場合には引き取り問題もきわめて円滑にいくのではないかとおもうように思ひます。

第三に、引き取りを円滑にしますためには、先ほどお説のごさいますわが国の自主購入度というものを高めていく必要がある、言いかえしますと、精製業者のひもつきのウエートというものを合理的な程度にまで下げてまいりまして、いわばふところを広くした買い付けが可能になるような国内体制というものを整えていく必要があると思います。このことは、時間をかけてまいりまして、さうな方向に改善をいたしていきたいと考へておられます。以上の措置をとりまして、引き取り問題というものを今後円滑に処理をしていきたいと考へておられる次第であります。

○板川委員 原則としてコモーションベースは当然だと思ひます。私が心配するのは、そこで先ほどに返るのですが、五〇%出資しておつて一〇〇%引き取り義務を持つ、こういう契約がそういう場合には一つの障害になるだろう。この契約があるから引き取りませぬ、こういうことになるのであります。従来はそういう主張をされました。しかし、国会や政府の指導によつて、その考え方は向こうはあまり強く押さなかつたけれども、しかし、考え方としては、一〇〇%の原油購入契約があるからといって一時断わることもあつたわけでありませぬ。将来海外開発油が大きなウエートを占める場合に、私は国内引き取り体制というものが必ず問題になると思ひます。そういう意味で先ほどの五〇%出資に契約上の義務として一〇〇%原油を購入させるという契約は、わが国の利益からいっても不当な契約である。これは将来ひとつ通産省が踏み切れば、公取委は何かわけのわからぬことを言つておられますが、やがてそうなるだろうと思ひます。せひひとつそういう意味

からもあの国際契約の是正のために適正な指導をしてもらいたいと思ひます。で、必要とあれば、将来石油業法の審議の際に、附帯決議にありませうに一手買い取り機関、こういうものも私は考慮すべきではないか、こう思ひます。その点に対する考へ方はいかがですか。

○両角政府委員 開発原油の引き取りにつきましては、ただいま御説明申しましたような方針によりまして、私どももいたしましては円滑な引き取りが期待されると考へておられますが、なお、それによりましても引き取りが困難な場合に対処いたしましては、ただいま御示唆のありました御提案を含めまして、慎重に検討をいたしたいと思ひておられます。

○板川委員 現在わが国の海外開発油というのは一五%くらいでしょう。これが三〇%になるといふのは、たとえ一%のシェアでもたいへんな競争をしておる業界からいへば、なかなかたいへんな抵抗を受けるだろうと思ひます。その抵抗を受けるのは、そう簡単に私はなくならないのじやないかと心配するのです。そういう意味で必要とあらば、私は一手買い取り機関という制度も考へるべきだ、こう思ひます。

次に、四番目の問題であります。備蓄政策について伺いますが、現在わが国の石油の備蓄量、原油、製品合わせて幾らですか。

○両角政府委員 今年五月末の速報によりまして、原油の在庫量は五百八十八万キロリットル、二十一日分でございます。また、製品の在庫量は六百十五万キロリットル、二十五日分、合わせて約一カ月半という備蓄量になっております。

○板川委員 中東動乱でも爆発的に拡大をして、石油がとまるといふ場合には、どの国でも石油を安全に確保するということはなかなかたいへんと思ひます。しかし、次の手段が打てるまでの間、やはりある程度の備蓄というものがなければ、次の手段が打てない、こういうことになると思ひます。魚をおかへ出して、ある程度がまんできるうちはいいのですが、あまり置いておくと

死んでしまふのと同じように、原油の備蓄量というものが最大限四十日か四十五日では、いざというときの緊急対策、配船、その他の対策というものがなかなかとれない。西欧諸国では各国とも若干の差はありますが、どの程度の備蓄をされておつて、しかも、それが義務とされておる国はどこでございますか。

○両角政府委員 西欧諸国の備蓄状況は、おおむね平均いたしまして、一九六五年におきまして、約七十日弱でございます。この中で、特に備蓄量の高い国はイギリスでございます。フランスは七十九日分の備蓄、西独は五十七日分、イタリアは七十六日分ということになっております。この中で、法的に義務づけを行なつておりますのは、フランスと西独の二カ国であります。

○板川委員 西欧諸国、特にある意味では安定しているともいえる中近東諸国に近い西欧諸国でも、最低がドイツの五十七日分、大体七十日から九十日ですね。

〔委員長退席、河本委員長代理着席〕
ドイツの場合には、いざというときには、エネルギーとして石油にとつてかわる国内石炭があります。そういう国で、その程度です。日本もいまの四十五日というのは少ないのではないかと。ですから、これは若干のコスト高になつても、この際、行政指導なりで、ある程度の備蓄というものをさせていくことが当面必要ではないかと思ひますが、備蓄を増加させるような政策をとつておられますか。

○両角政府委員 まさに御指摘のように、わが国の備蓄量が四十五ないし六日という数字は、国際的に見ましても、きわめて低い水準でございます。石油供給の混乱が起きました際には、心もとないう状況でございますので、今後はこの貯油を少なくとも二カ月分程度まで高めるように各精製業者、販売業者の努力を要請いたしたいと思ひます。政府におきまして、たとえば原油の大型基地の建設等につきまして、税制上、金融上の助成

を講じてまいりたい。また将来の積極的な貯油の増加施策につきましても、業界の要望を十分聞きまして、必要な方策を検討したいと考えております。

○板川委員 この備蓄政策を強化するという事になりますと、以前は一部外資系の会社がそれに反対の意向を示したということが伝えられておりますが、そういう指導に対して現在どういう反響がございますか、そういう反対の空気がありますか。

○両角政府委員 現在さような反対は私ども承知をいたしております。

○板川委員 一応以上で私の石油の安定供給の四つの柱の問題を終わります。若干法律のほうへ入っていきなさいと思います。

この国策会社石油資源開発株式会社いわゆるSKを改組して、石油開発公団とする、こういうのが提案の趣旨の中心にいわれております。石油資源開発株式会社当初できるときも、同様に、これを中心にわが国の石油開発を強化して、石油供給の安定をはかる、こういう目的をもって出発したのです。しかし、SKの従来の業績を見てまいりますと、昭和三十五年を契機に縮小再生産化し、生産は横ばい、借金は返せぬ、こういうことになって、実際は拡大再生産の方向をとらなかつたんです。SKが当初の目的のように大きな役割りを果たし得なかつたということは、どういふところに原因があるのでしょうか。これは石油政策の一つの反省の材料でもあると思はれますが、いかがですか。

○両角政府委員 ただいまお話のございましたように、石油資源としましての原油及び天然ガスの生産の伸びは、昭和三十九年度におきまして原油が低下傾向に入り、天然ガスにつきましても、四十年年度におきまして、前年度に比して生産が落ちたという事実がございます。しかしながら、かようないわゆる生産のフラクチュエーションというものは、地下資源探鉱の成果に依存いたしまする地下資源産業といたしましては、ある程度まで不

可避的なことであるかと存じますが、最近の情勢では、探鉱成果も上向いてきておりますので、生産は今後は上昇いたすものと考えております。

○板川委員 探鉱投資額も横ばいで、業績からいっても今後上向くということはない。それはそれでいいでしょう。このSKが所期の業績をあげなかつたというところに、私はこれからの石油政策を転換する上での一つの反省がなぐちやならぬということを感じておるわけですか。

次に伺いますが、この石油開発公団は、先ほど言いましたように、探鉱に必要な資金、開発に必要な資金の融通を円滑にするための必要な業務を行なういわゆる融資事業、融資業務です。この石油開発公団は融資事業だけをやるのであって、自主的な探鉱をしないのですか。探鉱業務をみずからやらぬのですか。

○両角政府委員 石油開発公団は、その業務といまして直接事業は行なわないというたてまえになっておりますが、国内の基礎調査につきましてはこれをみずから行なう、こういう構成にいたしております。

○板川委員 私は、石油開発公団という名を持つからには、将来はみずから探鉱し得る力を持つべきだ、こう思うのです。これには質問者の中にもいろいろ議論があるやに私も伺いました。そうじゃないほうがいいという意見があるかもしれせん。しかし私は、石油開発公団となれば融資事業だけではなくて、みずから場合によっては開採事業をするという必要があるだろう、こう考えるのです。その理由は何かという、この石油開発事業には石油開発の技術が必要であります。ある意味で技術者を養成するということも私は必要だと思はれます。技術者を養成する、それからその技術者が個々の会社にみんな所属をされますと、その会社でたとえば探鉱の有能な技術者であつて、しかしこれはもう探鉱を一時終わって次の探鉱まで時間があるというときに、その技術者はある意味では遊ぶのじゃないかな、こう思うのです。そういうときにこの石油開発公団がある程度みずか

らの探鉱もする、必要がある場合にはその技術者を民間の機関に一時出向させて貸すという場合もあつていい。民間の開発会社が、その開発について、その技術者がある程度の役目を果たしたという場合には、また石油開発公団に戻つて、他の地域の開発を行なうという会社に出向するという場合もあつていい。またみずから石油開発公団が開採をしてもいい、こういうふうな考えです。四十五地区に相当数の開発をしなぐちやならぬというときに、私は技術者養成という意味からいっても、将来は石油開発公団は探鉱事業も持つようになすべきだ。それからアラビア、中東方面に行きますと、こういう開採公団のように国が背景となつておる公団等の進出は困る、国の力でやられたのじゃ、将来トラブルが起きた場合に困る、民間ベネスならいいという場合もあります。中東の諸国なんかは、大体アラビア石油の創立のときに見られたように、国が出資したのでは困る、民間なら対等で話し合う、国が背景になると軍艦が来て威圧を加えるようなことになるから困るという

ようなことで、アラビア石油は国の直接出資はないはずだ。そういうものもありましよう。しかし一面、民間の開発関係の会社がやらぬ、これはどうしても開採公団でやらなくちゃならぬというところも、そういう場合が将来あり得ると思うのです。今度は逆に国の力でやつてほしい、という、また国の力でやるべきだ、リスクが非常に大きくて手を出さぬが、ひとつ公団でやってみようという場合もあると思うので、いまはこれがいいとして、将来はそういう方向を持つことが、いわゆる開採公団なる名にふさわしい事業内容を持つことになるだろう。いまのままなら開採公団ではない、融資事業団です。その点どうですか。

○両角政府委員 海外開発を促進いたします上では、特に技術者の確保が重要であるという御指摘は全く同感でございます。今日まで石油資源開発株式会社あるいは帝国石油株式会社におきまして優秀な技術者を育成いたしました、これを国内及び国外の海外探鉱開発に活用いたしておる、また

アラビア石油もさような実績をおさめておりますが、これら貴重な技術の水準というものを、今後とも石油開発公団を中心に育成をはかり、またその効率的な活用をはかつていくというために、開採公団と各開発に従事いたします民間会社との間で事務的な技術陣の交流が円滑に行なわれるような仕組みを考へていくという必要性は私は十分あると思はれます。さような方向で今後とも運営をはかつてまいりたいと考えております。

○板川委員 私はさういふ必要があると思つたので、それも今後の検討の中に取り上げていくことを念頭に置いてもらいたいと思はれます。

それから公団の総裁一人、副総裁一人、理事五人以内。御承知のように最近天下り人事ということがうるさくいわれておりますが、この公団の総裁、副総裁、理事等では、さういふ世論の批判がないような措置がとられることは当然と思はれますが、この点についてどういふ方針を持っておられますか。

○宇野政府委員 前々からそのことに関しましては大臣よりも再三お答えになっておりますが、私も申し上げますが、現在天下り人事に対して世論の痛烈な批判がございます。さようなことのないように十二分にただいま人選中でございますので、いずれおはかりいたしたいと思はれます。

○板川委員 この法律の十二条、役員欠格事項で、「政府又は地方公共団体の職員は、役員となることができない。」公務員はかまいませんね。

○両角政府委員 御質問の趣旨を私ちよつとわかたねたのでありますが、公務員が役員となることは……。

○板川委員 非常勤の公務員などは……。

○両角政府委員 この規定は、各公団法の前例にならぬように設けた規定でございますが、公務員につきましても、国務大臣、国会議員等の特殊な立場の方々とは別といたしまして、通常の公務員は役員とはなれません。

○板川委員 これは特別職公務員はなれるのですか、なつておるのではないですか。

○両角政府委員 國務大臣、議員、地方公共団体の議員、地方公共団体の長、政党的役員等々の方々は、役員となることは法律上可能でございます。

○板川委員 この業務の範囲ですが、主として海外における探鉱開発、こういう点に力点があることは当然であり、国内の探鉱業務に対する問題は、技術に関する指導、委託を受けて地質構造の調査、こういうことが業務の範囲に書いてあります。海外進出する場合、やはり国内の開発をある程度やり、それによって技術の水準を高め、そして海外に進出するというのが必要で、これは当然であり、国内の探鉱業務に對して融資事業をやらなければならないということです。

○両角政府委員 公団の出資の対象業務といたしましては海外開発、海外探鉱ということになっておりますけれども、国内の探鉱開発の重要性は海外に比してまさるとも劣らないものでございまして、さような見地から、従来国内につきましましては、いわゆる天然ガス基礎調査費というものを一般會計で計上いたして、政府みずから基礎調査を行なつて、その成果を民間に利用願つてきておりますが、四十二年度につきましては、五億八千万円の調査費を計上しまして、これを石油開発公団に委託をいたしまして調査を行なうという予定になっております。また別途天然ガスの探鉱補助金というものを計上いたしておるようなわけでございまして、国内の探鉱というものは、主として直接これを助成する強力な手段としての国みずからの基礎調査と補助金という端々な方策をもって推進することが妥当と考へて、さような構成にいたしました次第でございます。

○板川委員 技術水準を高めるといふ意味においても、また小なりといへども外貨を節約し、あるいは国内産業を振興するという意味においても、国内の石油資源の開発というものについてはしかるべき指導をやるべきだと思ひます。

時間がありませんから次にはしませんが、二十五条で公団は債券を発行することはよろしいと

いうことになっております。また「債券の発行に關する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託すること」もよろしい、こうありますが、この場合の受託銀行は、当面はどこと考へておられますか。例の運輸大臣の問題もありませんから、この際明らかにしておきたいと思ひます。

○両角政府委員 これは将来の問題でございますので、公団の設立をお認めいただきました後に慎重に検討させていただきますと思ひます。

○板川委員 まあ運輸大臣の前例にならぬように、この問題はひとつ扱つていただきたいと思ひます。そこで、石油資源開発株式会社を吸収して、石油資源株式会社は同時に解散をする、こういうことになりまして、三年間は別立ての独立採算性でその業務をやつていく。この石油資源株式会社の業務を将来どう処理されようと思へておられるのですか。これは幾つかあると思ひます。私の考へ方を言えば、S Kの業務の中で営業部門は他に譲渡をする、探鉱部門は残す、そうしてそのときは公団自身が自主探鉱ができるようなことにす。しかもそこで国内開発にも力を入れながら技術水準の向上、技術者の養成、こういうことをやる必要があるのではないか。これについても他の質問者はいろいろ意見もあると思ひますが、いづれにしても三年内のことで、当面の問題ではないのです。しかし、できる限りこの問題は早急に關係者の意見を聞いて、このあり方を明らかにしたほうがいいと思ひます。どうなるかわからないうち、ごたごたする、こういうことでは、ここで働いておる人たちが不安でしょうし、ですから、なるべく早い時期にこの問題を明らかにしたほうがいいと思ひます。私の考へ方は、これもそう關係者の意見も聞いたわけじゃないし、固まった意見じゃないが、私の勘から言つて、営業面はたとえば帝石なら帝石に譲る。

○河本委員長代理退席、委員長着席
探鉱部面の事業は公団に残す、こういうこともあつたほうが将来の石油公団という名にふさわしい体制を整えるためにはいいのじゃないかと私は思ひますが、いかがですか。

○両角政府委員 石油開発公団ができました時に、その特別事業といたしまして、現在石油資源開発の行なつております石油及び天然ガスの探取、販売に關する部門が承継されるわけでございますが、それが三年後にどういふ姿で切り離されていくかというところは、たゞいま御指摘のございましたように、大きな関心のあるところであらうかと思ひます。どういふ形態が最も合理的であり、かつ最も効率的であるかという点につきましては、公団発足後すみやかにその方針、方向を定めまして、石油資源開発の将来の再編成に資するような計画を早期に立てることが必要であらうかと思ひます。そのためには、石油及び可燃性天然ガス資源開発審議會の場におきまして将来の方向等をすみやかに御検討をいただきまして、そこで打ち出された案というものを参考にしまして、今後の石油資源の三年後のあり方の裏打ちをいたしたいと思ひます。

○板川委員 私、次の會議の都合もありまして、まだ質問したい点もありますが、それは他の質疑者に譲るとしまして、この程度で終わります。ぜひひとつこの石油開発公団がその名にふさわしい体制を一日も早く充實されることを要望いたしまして、私の質問はきょうこれで終わります。

○島村委員長 午後一時三十分再開することとし、この際休憩いたします。

午後零時三十分休憩
午後一時五十分開議
○島村委員長 休憩前に引き続き會議を開きます。

内閣提出、石油開発公団法案を議題として、質疑を続行いたします。橋口隆君。

○橋口委員 きょうから石油開発公団法につきまして、同僚の委員からいろいろと質問が行なわれ

ておるわけでございますが、あるいは重複するかもしれないけれども、私からも多少質疑をいたしたいと思ひます。

私は、去る六月九日の委員会におきまして、中東戦争等の石油供給に及ぼす影響について、その対策をお伺いしたのでございます。それにつきまして政府からは、備蓄問題についても御回答がございまして、大体の備蓄の目標については二カ月程度とする、そのため大型基地を建設するなどの御回答がございました。そこで、この石油問題は、具体的には、その後政府のお考へとしては、一体何年計画くらいでそういうめどをおつけになるか、あるいはまた具体的にそういう基地の調査等、あるいは民間との打ち合わせ等について、何かそういう問題の進展がございましたら、その点をお伺いしたいと思ひます。

○両角政府委員 大型原油基地の建設につきましては、昭和四十二年年度予算で調査費が計上されております。それによりまして、調査のための委員会の設定を終わりました。現在この委員会におきまします審議の開始を待つておるところでございます。大体七月の中旬ごろを予定いたしております。この委員会におきましては、大型基地の候補地点と目されまします敷力所につきまして、その立地条件その他の基地としての適性についていろいろ御検討いただく予定でございます。なおこれは別個に、各石油業界の企業単位におきまして、大型原油基地の建設設計画ないしは共同シーパーズ計画等がそれぞれ推進をされておりました。これにつきまして通産省といたしましては、応分の協力をいたしておる次第でございます。

○橋口委員 その調査会は政府の調査会でございますね。そして予算は幾らぐらいでございますか。

○両角政府委員 予算は六百万円の調査費でございますが、委託調査の形態をとりまして、日本工業立地センターに委託をいたしております。

○橋口委員 その調査はいつごろ終了する見込みでございますか。

○両角政府委員 四十二年度内、できるだけすみやかに結論を得たいと思っております。しかしながら、大型の基地の建設計画は、今回取り上げられず候補地点だけに限られるわけではなくて、将来さらに有望な地点も出てまいるかと思っております。そのつど検討を加えてまいりたいと思っております。

○橋口委員 それは現在のところでは何か所ぐらいを予定されておりますか。

○両角政府委員 調査予定地は五カ所でございます。

○橋口委員 この石油備蓄の問題は、日本経済においては非常に重大な問題であろうかと思っております。なかんずく国防上の観点から見ましても、これは非常に大事でございます。私は政府全体がこれに取り組み必要があるだろうと思っております。私は去る六月二十八日の内閣委員会においても、防衛庁長官に対して、通産省ではこういう考えを持っておられるようであるが、防衛庁としてはどういうふうにお考えになるか、むしろこれは国防会議の課題ではないか、こういうことを申し上げたのでございます。そこで、国防会議において、石油備蓄の問題について各大臣の打ち合わせがなされたかどうか。また各省の事務当局においてそういう御相談をなさったことがございますか。

○宇野政府委員 国防会議そのものには通産大臣がまだお出まじなりましたこともございませぬし、また出席の資格もございませぬ。したがって先各事務局等におきましても、備蓄の問題をいま先生仰せのような趣旨から検討したことはないというところであります。

○橋口委員 これは非常に失礼かもしれませぬが、通産大臣は国防会議の一員として席を連ねておるはずでございますか……

○宇野政府委員 どうも間違いました申しわけございません。いままで出ておりますが、その席においてはまだ話が出ておらないということでございます。しかしながら、いまおっしゃったとおりには、この石油の備蓄問題は、わが国の国防上非常に

に重要な問題でございますから、さような話し合いを今後進めるように大臣にも申したいと思っております。

○橋口委員 この問題は非常に重大な問題で、いままでも政府がどうしてこの問題に取り組まなかつたかということが、私は実にふしぎだと思っております。国防という問題から見ても、また日本経済の運営という問題から見ても、わずか原油二十日間分ぐらいいしかなかったというところは、これはもう民間だけにまかせておける問題ではなくて、政府が行政指導し、あるいは政策自体としても取り上げるべき非常に重大な課題であろうと思っております。その点につきまして、はっきりしためどをつけて、通産省当局では御処置いたされたと思っておりますが、政務次官の御見解はいかがでございますか。

○宇野政府委員 政府の一員といたしましても、特に石油の備蓄量の増大というところは、これはわが国の国防上ゆるがせにできない問題である、このことは従来から私も再三主張してまいりました。また国防という広義の意味合いにおきましては、わが国の産業、経済、文化に及ぼす影響も重大であるというところはわれわれもよく認識いたしております。個人的には従来から石油業界の方とお会いした折りに、当時はランニングストックを入れて四十日そこそこというお話も承っております。これを私ではあまりに少ないのではないかと、これをむしろ私たちは業界に申し上げておきました。しかしながら、過般をお答えいたしておりますとおりに、二カ月分を備蓄するというところになりますと、それだけ施設等々の面におきましても相当な支出を民間企業体にも要請をしなければなりません。それがためには、やはり政府みずからがそうしたことに對する助成措置も講じていかねばならない問題でございますので、今後橋口委員が申されましたように、国防の見地から、また産業、経済の見地から、国民生活を守るという広いたてまえにおきまして、すみやかに二カ月の備蓄をはかりたいと考えております。

○橋口委員 重ねてお伺い申し上げますけれども、その二カ月の備蓄をするということのためには、何年くらいで、また政府としては大体どれくらい補助すればいい、あるいは民間投資は幾らすればいいというお考えでいらつしやいますか。

○両角政府委員 六十日の備蓄目標というものは、現在のわが国の石油の年間精製量約一億一千キロリットルに比較いたしました大きな負担であるというほどではないかと考えているのでございませぬ。したがって、私どもとしては、まず各企業が自己の採算におきまして、いわゆるコマーシャルベースに従いましてその貯油の増強につとめていただくということをまず推進したいと思っております。しかも上に、さらに各企業の負担の限界を越えまして貯油を増強する必要があると判断しました際は、政府におきましても特別な補償措置を考えなければならぬものと思っております。が、いまだ二カ月程度におきましてはその段階にはいかないかと思っております。しかしながら、現在の四十五日を二カ月にふやすこと自体も各企業の負担において行なわれまいたしして、これを側面的に援助、助長をいたすということは必要でございますので、税法の面におきまして、あるいは財政資金の面におきまして、所要の協力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○橋口委員 この備蓄の問題は、民間の企業体だけにまかしておいてはなかなか実現ができないのではないかとおぼやかしております。また、国防上の観点からしても、これは保有すべきだ。だとするならば、政府として何らかの対策を講ずべきだと思っております。それについて、今回設立されます石油開発公団で将来それを取り扱うというようなお考えはございませぬか。

○両角政府委員 今回の石油開発公団におきましては、海外におきます石油の探鉱開発の総合的な推進の役割りを主として期待いたしております。みずから具体的な事業主体としては想定をしておらないわけでございますが、御指摘のような貯油の増強ということが今後とも重要な課題でございませぬか。

○橋口委員 重ねてお伺い申し上げますけれども、その二カ月の備蓄をするということのためには、何年くらいで、また政府としては大体どれくらい補助すればいい、あるいは民間投資は幾らすればいいというお考えでいらつしやいますか。

○橋口委員 重ねてお伺い申し上げますけれども、その二カ月の備蓄をするということのためには、何年くらいで、また政府としては大体どれくらい補助すればいい、あるいは民間投資は幾らすればいいというお考えでいらつしやいますか。

○両角政府委員 六十日の備蓄目標というものは、現在のわが国の石油の年間精製量約一億一千キロリットルに比較いたしました大きな負担であるというほどではないかと考えているのでございませぬ。したがって、私どもとしては、まず各企業が自己の採算におきまして、いわゆるコマーシャルベースに従いましてその貯油の増強につとめていただくということをまず推進したいと思っております。しかも上に、さらに各企業の負担の限界を越えまして貯油を増強する必要があると判断しました際は、政府におきましても特別な補償措置を考えなければならぬものと思っております。が、いまだ二カ月程度におきましてはその段階にはいかないかと思っております。しかしながら、現在の四十五日を二カ月にふやすこと自体も各企業の負担において行なわれまいたしして、これを側面的に援助、助長をいたすということは必要でございますので、税法の面におきまして、あるいは財政資金の面におきまして、所要の協力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○橋口委員 この備蓄の問題は、民間の企業体だけにまかしておいてはなかなか実現ができないのではないかとおぼやかしております。また、国防上の観点からしても、これは保有すべきだ。だとするならば、政府として何らかの対策を講ずべきだと思っております。それについて、今回設立されます石油開発公団で将来それを取り扱うというようなお考えはございませぬか。

○両角政府委員 今回の石油開発公団におきましては、海外におきます石油の探鉱開発の総合的な推進の役割りを主として期待いたしております。みずから具体的な事業主体としては想定をしておらないわけでございますが、御指摘のような貯油の増強ということが今後とも重要な課題でございませぬか。

○橋口委員 重ねてお伺い申し上げますけれども、その二カ月の備蓄をするということのためには、何年くらいで、また政府としては大体どれくらい補助すればいい、あるいは民間投資は幾らすればいいというお考えでいらつしやいますか。

○両角政府委員 六十日の備蓄目標というものは、現在のわが国の石油の年間精製量約一億一千キロリットルに比較いたしました大きな負担であるというほどではないかと考えているのでございませぬ。したがって、私どもとしては、まず各企業が自己の採算におきまして、いわゆるコマーシャルベースに従いましてその貯油の増強につとめていただくということをまず推進したいと思っております。しかも上に、さらに各企業の負担の限界を越えまして貯油を増強する必要があると判断しました際は、政府におきましても特別な補償措置を考えなければならぬものと思っております。が、いまだ二カ月程度におきましてはその段階にはいかないかと思っております。しかしながら、現在の四十五日を二カ月にふやすこと自体も各企業の負担において行なわれまいたしして、これを側面的に援助、助長をいたすということは必要でございますので、税法の面におきまして、あるいは財政資金の面におきまして、所要の協力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○橋口委員 この備蓄の問題は、民間の企業体だけにまかしておいてはなかなか実現ができないのではないかとおぼやかしております。また、国防上の観点からしても、これは保有すべきだ。だとするならば、政府として何らかの対策を講ずべきだと思っております。それについて、今回設立されます石油開発公団で将来それを取り扱うというようなお考えはございませぬか。

○橋口委員 重ねてお伺い申し上げますけれども、その二カ月の備蓄をするということのためには、何年くらいで、また政府としては大体どれくらい補助すればいい、あるいは民間投資は幾らすればいいというお考えでいらつしやいますか。

○両角政府委員 六十日の備蓄目標というものは、現在のわが国の石油の年間精製量約一億一千キロリットルに比較いたしました大きな負担であるというほどではないかと考えているのでございませぬ。したがって、私どもとしては、まず各企業が自己の採算におきまして、いわゆるコマーシャルベースに従いましてその貯油の増強につとめていただくということをまず推進したいと思っております。しかも上に、さらに各企業の負担の限界を越えまして貯油を増強する必要があると判断しました際は、政府におきましても特別な補償措置を考えなければならぬものと思っております。が、いまだ二カ月程度におきましてはその段階にはいかないかと思っております。しかしながら、現在の四十五日を二カ月にふやすこと自体も各企業の負担において行なわれまいたしして、これを側面的に援助、助長をいたすということは必要でございますので、税法の面におきまして、あるいは財政資金の面におきまして、所要の協力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○橋口委員 この備蓄の問題は、民間の企業体だけにまかしておいてはなかなか実現ができないのではないかとおぼやかしております。また、国防上の観点からしても、これは保有すべきだ。だとするならば、政府として何らかの対策を講ずべきだと思っております。それについて、今回設立されます石油開発公団で将来それを取り扱うというようなお考えはございませぬか。

○両角政府委員 今回の石油開発公団におきましては、海外におきます石油の探鉱開発の総合的な推進の役割りを主として期待いたしております。みずから具体的な事業主体としては想定をしておらないわけでございますが、御指摘のような貯油の増強ということが今後とも重要な課題でございませぬか。

○橋口委員 重ねてお伺い申し上げますけれども、その二カ月の備蓄をするということのためには、何年くらいで、また政府としては大体どれくらい補助すればいい、あるいは民間投資は幾らすればいいというお考えでいらつしやいますか。

○両角政府委員 六十日の備蓄目標というものは、現在のわが国の石油の年間精製量約一億一千キロリットルに比較いたしました大きな負担であるというほどではないかと考えているのでございませぬ。したがって、私どもとしては、まず各企業が自己の採算におきまして、いわゆるコマーシャルベースに従いましてその貯油の増強につとめていただくということをまず推進したいと思っております。しかも上に、さらに各企業の負担の限界を越えまして貯油を増強する必要があると判断しました際は、政府におきましても特別な補償措置を考えなければならぬものと思っております。が、いまだ二カ月程度におきましてはその段階にはいかないかと思っております。しかしながら、現在の四十五日を二カ月にふやすこと自体も各企業の負担において行なわれまいたしして、これを側面的に援助、助長をいたすということは必要でございますので、税法の面におきまして、あるいは財政資金の面におきまして、所要の協力をいたしたいと考えておる次第でございます。

○橋口委員 この備蓄の問題は、民間の企業体だけにまかしておいてはなかなか実現ができないのではないかとおぼやかしております。また、国防上の観点からしても、これは保有すべきだ。だとするならば、政府として何らかの対策を講ずべきだと思っております。それについて、今回設立されます石油開発公団で将来それを取り扱うというようなお考えはございませぬか。

て具体的な問題を取り上げて、政府の意思統一を行なった上で提案をし、御審議をお願いいたしておる次第でございますが、全体の答申につきましては、将来これが完成をいたしました際において、その権威づけについて考えてまいりたいと存じております。

○橋口委員 石炭につきましては、調査会の答申を受けて、いろいろな閣議決定がなされているようでございます。ところが石油その他のエネルギーについては、どうして政府はそういう意思決定をしないのでございませうか。

○両角政府委員 御承知のように、エネルギー調査会の答申はきわめて基本的な問題、かつ広範な問題を、あらゆる角度から取り扱っております関係上、政府の施策としてその中のどれを具体的にいかなる年度において取り上げていくかということとは、おのずから政府側の各年度における選択で推進してまいらざるを得ないものと考えております。したがって、今後エネルギー調査会の答申に基づきまして、それぞれ具体的な計画を具体的に取り上げてまいりますそのつど、政府の意思統一、閣議決定という方式をとっていくことが実際のところはなからうかと、今日まできておる次第でございます。

○橋口委員 政務次官にお尋ねしたいと思っておりますけれども、エネルギー総合政策ということは、もうこの数年來たびたび取り上げられている問題でございまして、日本経済の一番大事な問題ではなからうかと考えております。これに対していろいろそういう調査会あるいはその他の会合では非常に論議をされながら、政府側はそれについて意思決定をしないということ、これは非常に重大な問題ではなからうかと思っております。そういう点で通産省としては、どうか今後のエネルギー総合政策の方向というものを、なるべく早く、また何らかの方法でひとつ意思表示をしていただきたいと思っておりますが、いかがでございませうか。

○宇野政府委員 いま申されました御意見、当然だと思いますので、できるだけすみやかな機会

に、具体策をもちましてそういう形をとっていきたいと思っております。

○橋口委員 石油開発公団が、エネルギー政策の一環としてこれから登場するわけでございまして、先ほど他の委員からも質問がございまして、けれども、この公団が、具体的に昭和六十年を目標として総所要原油の三〇％を海外の開発原油に求める、こういう目標を進むわけでございまして、そのためには、やはり具体的な年次計画というものがどうしても必要ではなからうかと思っております。それで現実にはどういうふうな処理されていくか。たとえば六十年を目標とする場合、四十五年度から一つのめどを置いておられる。すると、四十五年度まで、ことしから来年、再来年と、この四十五年度を目標とする場合に、具体的な年次計画があつて、それに対してどういうふうな手打つていく、たとえば資金量はどうか。ふに手を、あるいは探鉱計画はどうか、そういうふうな計画は当然できてなければならぬと思つておりますが、そういう計画はもうすでに策定されておりますでしょうか。

○両角政府委員 現在の段階におきましては、現在着手しておりますプロジェクト並びに四十二年度において新たに取上げます計画を含めまして、九地点の探鉱につきましては、昭和四十二年度から四十六年度におきます所要資金計画並びにその探鉱計画の内訳を含めまして、それぞれ計画の設定を一応終わつておる次第でございます。

○橋口委員 その計画は何か年計画になっておりますか。

○両角政府委員 これは何か年計画という性質の計画とはちよつと異なつておりますが、一応現段階におきましては、資金計画は四十二年度から四十六年度まで、また探鉱計画は四十四年度までの計画を作成済みでございます。

○橋口委員 ぜひその計画に従つて進めていただきたいと思つております。

政務次官に私特に要望しておきたいのでございますが、先ほども他の同僚委員から御発言があつ

たかと思つても、道路計画、港灣計画あるいは防衛計画等につきましては、五カ年計画というものが編成をされ、そして長期にわたる予算が見込まれておるようでございます。ところが通産省の施策につきましては、そういうような長期計画というものの具体的な策定があまり試みられていないようでございます。そういう意味で、私これはこれからのエネルギー政策はもとよりのこと、特に石油開発の問題を起点として、ほかのこと、たとえば中小企業対策等にしてもそうだと思いますけれども、政府がどれだけの金をつぎ込むのだというくらいは目標は当然立てるべきであり、また日本経済の発展の五カ年計画などもできているわけでございますから、そういう点で通産省政策というものは、もう計画性が必要だと思つておりますが、その点いかがお考えになりますか。

○宇野政府委員 通産政策全般につきましての計画性が乏しいということは、私も痛感している一人でございます。したがって、特に石油等の問題は、国民生活上もゆがせて、特にならぬ問題であつて、もう現にエネルギー調査会の答申に基づきまして、昭和六十年には、現在使用している石油の量の三倍ないし四倍ということがはつきりいたしてはいるわけでございまして、これらに關しましては、今後探鉱開発の面におきまして、なお一その計画性を持たせていくということが必要だと存じます。その他の計画に關しましては、やはり計画を持たすことによつて予算を確保し、財源を確保するという積極的な態度が必要ではないかと存じますので、お説のとおり、今後さような方向に基づきまして十二分に努力をいたしたいと存じます。

○橋口委員 次に、法案の内容について一、二お伺い申し上げます。

第一は、この法案の第十九条一項一号の資金の貸し付けでございますが、この資金の貸し付けというのは、特殊の形態のものとしておりますが、その条件等を具体的に御説明をいただきたい

と思つております。

○両角政府委員 この十九条で述べております融資は、その性格上、通常の融資とは異なりまして、出資形態によります探鉱資金の供給はその目的が達しがい場合に、融資形態による探鉱資金の供給を考へなければならぬかもしれないという事態を想定をいたしまして、かかる表現を用いた次第でございます。したがって、昭和四十二年度につきましては、現在さような資金の手当てはいたしておらないのでございまして、今後探鉱事業の進展に伴ひまして、開発もしくは探鉱主体からいろいろな具体的な要望も出てまいるかと思つておりますので、かような段階におきまして本件融資の肉づけ、具体化ということをはかつてまいりたいと思つております。ただ、一つの参考をいたしましては、西独政府の行なつております海外石油探鉱特別融資制度というものがございますが、かようなものも参考をいたしまして、今回の融資の具体化を検討したいと思つております。

○橋口委員 次にこの第十九条の第二号でございますが、「海外における石油の探鉱及び採取に必要な資金に係る債務の保証を行なうこと。」という規定がございませう。この債務保証について伺いたいのでございませう。現在原油開発の段階に入つてはいるアラビア石油、北スマトラ石油開発というものは、その開発資金を輸銀から七割、市中から三割融資を受けているわけでございませうが、両者とも国内にほとんど担保となるものはなく、これは法律的にやむを得ないものと思つていただけますけれども、そのために商社に保証をしてもらつて、そしてやつとまかなつておられるというのが実情のように聞いております。そこで、この商社保証も現在限度にきています。そして商社側もそのために難色を示すようになってきたり、また保証料も相当な額にのぼつておるよう聞いておりますが、この間の事情について少しく実情を承りたいと思つております。

○両角政府委員 ただいま御指摘のございましたように、アラビアあるいは北スマトラ石油等は、

その開発資金の調達にあたりまして、日本輸出入銀行から相当な金額の借入れを行なっております。たとえばアラビア石油におきましては現在二百十二億円の借入れ残高、北スマトラ石油は四十億というふうに承知をいたしておりますが、これらの資金の調達にあたりまして、かかる開発事業はその資産を海外に置いておる性格上、担保力が不足をいたすということは御指摘のとおりでございます。したがって、その不足を補いまするために、商社等の対人保証に依存をいたしておるといふこともまた御指摘のとおりでございます。アラビア石油の場合は、ただいまの二百十二億円がすべて商社の保証残高になっております。北スマトラ石油の場合は、金利該当分のみが商社の保証を受けております。約二億円程度ではなからうかと思っております。そういう実情でございます。

○橋口委員 今回石油開発の事業団が債務保証業務を行なうことになるわけでございますが、いまままで商社が行なってきた債務保証を、商社保証というふうな御指摘によらないで、市中融資分だけでなくて輸出入銀行等政府関係機関による融資分についても、この公団が行なえるような仕組みにしてみらさなければいかぬかと思っております。その点についてはどういふふうにお考えになりますか。

○両角政府委員 今後海外開発が進展をいたすに伴いまして、一そう資金需要も増大をいたすをいたすという事態が想定されますので、これまでのような商社保証といったようないわばこそな手段ではなく、公団によりまする政府の信用力を背景にしました保証というものを、積極的に活用をしていく必要があるかと思っております。かような意味での保証業務につきましては、法令上はすべての金融機関からの借入れについて保証がなされるというたてまえになっておるわけでございます。ただ、実際問題といたしまして、ただいまお話の出ました輸銀からの借入れ

について公団の保証ということが可能であるかどうかという点につきましては、技術的な問題も残っておりますので、それが可能なような方向を旨として、なお十分検討を加えてまいりたいと考えております。

○橋口委員 ただいまの問題でございますが、輸出入銀行に対して保証をするという点について多少技術的な問題が残っていることとございしますが、それはどういふ点でございますか。

○両角政府委員 一つの議論といたしまして、政府金融機関からの借入れについて、政府の公的な機関であるものが保証をするというところの問題でございます。

○橋口委員 そうすると、他の政府金融機関に対してこういう公団が保証をするということは、いままでは例はございませんか。それともそれは法的には許される問題でございますか。

○両角政府委員 保証という形態におきましては前例がないと私は考えますが、法的に可能かどうかという御質問につきましては、法的には可能であるというところかと思っております。

○橋口委員 私は、この商社保証という、担保力を持たないという保証形態というのは、今後の石油開発について非常に支障を来たすだろうと思っております。それならば、法的に問題がないとするならば、この公団が輸銀等の債務に対して保証するということは、もう当然政府が踏み切っていく問題だと考えます。その点について御見解を……

○両角政府委員 御指摘のように、必要性から見ますると、十分正当な理由があると私も考えます。また石炭合理化事業団等の行なっております債務保証につきまして、ただいまお話が出ております形態にや近い前例等もあるようございしますので、これらの点を参照しながら本件の具体的な解決をはかりたいと考えております。

○橋口委員 以上をもって私の質問を終わります。

○島村委員長 小笠原君。

○小笠原委員 私は一言希望だけ申し上げるので、答弁はよろしいです。

現在の日本の石油業界ではいろいろ問題があると思うのでありますが、それらの問題の多くにつきましては、すでに同僚委員が触れられておりますが、まだ触れておらない点について一言申し上げます。おきかたと思うのは、日本におきまして、いわゆる石油の問題ではまず第一に量の問題が一番基本的であると考え、いわゆる安定的供給の道をおきに確保するか、こういう問題が第一であることは申し上げるまでもないのであります。それからさらに、それが備蓄問題にもつながることは当然であります。備蓄問題にもつながるということは、石油業法に關連する問題でもあり、こういうふうにも考えます。私が特に申し上げたいのは、量と質との問題、現在、日本の社会においてやかましく叫ばれておる公害問題、公害問題の尤たるものはいわゆる石油コンビナート、その他石油を中心として起る公害にあるわけであります。それは大気汚染の最も尤たるものであります。そこで私は、今後の石油政策を考えるにあたって、ローサルファの石油をいかに確保していくか、ここに問題があると思っております。一例をとりますと、アラビアのカフジ石油につきましては、一二％近くのサルファが含まれておる。所によりましては一・五あるいは一・コンマ以下のサルファがある。しかも、世界的に見まするときに、ローサルファの賦存度というものは非常に少ないのであります。最近公害問題がやかましくなつてまいりまして、たとえば重油あるいは原油からの硫黄の問題が大きく取り上げられてきておる。大型プロジェクトとして研究テーマにもなつておる。だがこの問題は、世界でまだ解決を見ていない。しかも採算的な点から見てもなかなか問題がある、こういうことであります。したがって、今後の日本の石油政策を考えるにあたりまして、いわゆる公害問題との関連において、いかなる質の石油、原油を確保するかという問題が基本的に大事だと私は思うのであります。こういう意

味におきまして、この開発公団ができれば、一つの目的は取得先を分散し、同時にそれによって安定供給の道を開かんとするのであります。その際に特に考慮してほしいのは、いま申し上げましたようなローサルファの問題、これをいかに安定した取得ができるようにするか、こういう問題がともすれば忘れられがちであります。量さえあればいいという考え方、その時代はすでに過ぎておる。ここに質的な油の選択という問題を十分に頭に置いて考えなければ、日本の公害問題の解決にほど遠くなるおそれがある。こういう意味から、本公団の運営にあたりましては、その質的な問題に対して十分なる配慮をせよしていただきたい、これが私のお願いであります。多くの人々がまだ触れておりませんが、私は日本の公害問題という点から見ますと、最も重要な問題の一つはここにあり、こういうふうにも考えますので、石油問題を議論するにあたりまして、役所側の考慮をぜひとも促しておきたい、これだけであります。どうぞよろしくお願いいたします。

○島村委員長 次に、内閣提出、貿易大学校法案を議題として、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、これを許します。中谷鉄也君。

○中谷委員 貿易大学校法案についてお尋ねをいたしますが、一番最初にお尋ねをいたしたいことは、貿易大学校というのは、学校教育法という大学ではない。そうすると、現在の貿易大学校と同じような性格を持つたいわゆる大学校というふうなものか、一体存在するかどうか、この辺からひとつお聞きをいたしたいと思っております。

○山崎政府委員 現在水産大学校、自治大学校、特に政府機関が直接設けておりますので、部内の研修を主としたもの、及び民間からも直接とります航空大学校とか水産大学校とか、こういう大学校の種類は十くらいあります。

○中谷委員 お尋ねをいたしますが、そうすると

水産大学は十ばかりある大学校というのは、貿易大学校法案と同じような単独法に基づく大学校でございますか。

○山崎政府委員 これは防衛大学校、税務大学校、自治大学校、海上保安大学校、気象大学校その他でございますが、すべて設置法によって行なわれております。ただ一つ職業訓練大学校が、雇用促進事業団の付属機関といたしまして、雇用促進事業団法に基づいてつくられております。

○中谷委員 もう一度私のほうでも確認をいたしておきますけれども、気象大学校であるとか、海技大学校であるとか、政府委員のほうから例示をせられたようなものは、全部設置法に基づくところのものである、ただ一つ職業訓練大学校というものがあつた、これも事業団の一つの付属機関としてそのようなものがあるということを押し進めてまいりますと、いま審議されている貿易大学校というのは、いまだかつてない形式のもの、形態のものということになると思ひますが、いかがでございますか。

○山崎政府委員 設立の法根拠その他におきまして、確かに貿易大学校というものは、たゞいま御審議願っている特別法で行ないますので、従来にない例であると考へております。

○中谷委員 まさにいまだかつて例を見ないものということになってまいりますと、このような単独法を御提案になりました通産省の勇氣をほめるべきか、それとも非常に珍奇なものということにこれは相なるのか、非常に問題があらうかと思ふのであります。大学校という名前を特にお使いになつてゐる。これは学校教育法にいう大学などとの関係において混乱を生ずるおそれがあると思ふ。こういう点については文部省などどういふようなお話し合いをされましたか。この点についてはいかがでございますか。

○山崎政府委員 いわゆる学校教育法関係の大学校ではございませんで、文部省ともいろいろ話し合はしたところ、もちろん大学という名称は、御承知の学校教育法で特定されておりますので、これ

は困る、それからたとえば大学院という名称はどうかというときには、これはできるだけ使わないうでほしいという希望がありましたので、あるいは研修所とか、いろいろ名称が用いられると思ひますが、この設立の当初からいづゆる貿易大学ということと各方面に説いておりました関係上、いろいろ考えた末、やはり貿易大学校という名称のほうが、いままでのいきさつからいまして、そのほうがびたりとすることからその名称を選びまして、これは文部省とも十分話し合ひました結果、貿易大学校という名称について文部省としては何ら支障がないということ、ここに落ちついたわけでございます。

○中谷委員 学校教育法において、大学ということばは、学校教育法にいう大学以外のものについてそのような名称を用いてはならないということが法によって明定されております。したがつて、各種学校、たとえば栄業大学校であるとか俳優大学校であるとか、そういうふうな名前をことさらに僭称するということはありません。この点については、学校教育法によつて、法違反にはならない。取り締まる方法はないということがあつた。たゞ文部省の考え方としては、これは当然のことだつたらうと思ひますけれども、みだりに大学校などという名前は使ふべきではないのだという考へ方があるのだらうと私は思ふ。そういうふうな中で、大学でもないものについてあえてこのような名称をお使いになつたわけとして、従来のいきさつからそのような名前になつたのだということだけども、そういうことでありますならば、たとえば貿易大学校というのは、政府のいわゆる各省の付属機関としてある防衛大学であるとか気象大学であるとか海技大学というふうなものと同じような性格のものでなければならぬと思ふ。ところが、特に貿易大学校というのはいかかというものと相異なるわけですか。法律的な性格においても異なりませぬ、内容においても異なる。にもかかわらば、そのような大学校という名前を使わなければならなかつたというわけ、従来のいきさつとい

うことについて、最初そういうふうなことにほまり込んでしまつても、その名前が適當でないというのならば改むべきであらうと私は思ふけれども、この点についてはいかがでありませうか。

○山崎政府委員 いきさつ上その通りでございます。ただいま申し上げたところでございませぬ。それから、これを設立いたしましたにあたりましては、民間その他から半額の金を集めますので、民間等の御意見もいろいろ伺ひましたところが、研修所あるいはその他の名称というのは日本人の感觸ではどうもあまり好ましくない。やはり何か大学といへば、大学院が一番いいというような感觸もございませぬ。大学校という名称に落ちつきまして、これは御指摘のとおり、大学校は各省の設置法でつくると申し上げて差しつかえございませぬが、先ほど先生の御指摘のとおり、まさにわれわれとおっしゃいましたが、そういう意味で初めての試みであるので、法的に何ら制限がない、文部省の行政上も支障はないということでありませぬ、やはり皆さんお好みの大学校がよからうというところはどうしても落ちつくわけです、これが法的に支障がございませぬ。もちろん避けたいわけではございませぬが、設置法によるもの以外は大学校と称してはいかぬという規定もございませぬので、そういうところに落ちついたわけでございます。

○中谷委員 法律に違反しておる名前を政府提出法案の中に出してくるなんということはあり得ないことなす。しかし、たとえばこの法案についていざいざ御苦勞なされた森田課長が「貿易政」の一月号の中に「貿易大学校はどうして必要か」というレポートをお書きになつておられることは局長さんも御存じだと思ひますが、その中でこうなつておられます。「貿易大学校」という名称は現在仮にそう呼んでゐるわけであるが、必ずしも名は体を表わしてゐないのである。現在、私もよく相応しい名称はないかと検討中であるが、読者の皆様のうちで何かよい案がありましたら、ぜひ

お知らせいただきたいと思ふ次第である。こういうふうな相なつてゐるわけですから、そこで、最初きわめて何げなしに、あるいはもつと端的に言えば、軽率に貿易大学校という名前をつけた。そうすると、業界の人たちもそれがよからう。私は、これは業界の権威主義というか事大主義というふうなものとの関係があると思ふけれども、大学院ならいいだらうというふうな案も出てきたといふふうな中でいつの間にか、名は体をあらわさないにもかかわらば、貿易大学校ということに引込みがつかなくなつた。名は体をあらわさないものがどうして法案のかつて出てきてゐるということについて、これはその経過から、そういうことは政府委員としても認めざるを得ないのじやないかというふうな思ひますが、いかがでございますか。

○山崎政府委員 確かに森田課長がかつて、この名が体をあらわさないといふことを當時ちよつと書いたかと思ひますが、これは十分詰めた意味ではございませぬ、大学校といふものはしからば何であるか、中身は何でなければならぬかといふと、これはなかなかはっきりしておりませぬが、要するに、学校教育法による場合は大学であり、その他の大学に相当するものあるいはそれ以上のもは、設置法でつくりますとか、あるいは何らかその他の方法でつくりますときには大学校といひまして、これは何も大学と同程度といふわけではございませぬが、特にこの貿易大学校のほうは大学卒のあと民間の実務三、四年の経験を経た者といふことで、実態的にはいづゆる大学院に相当する、あるいはそれ以上高度なものといふ考へから、貿易大学校といふのはやや格落ちの名前ではないかといふ意味で、名は体をあらわさないといふ印象を政策課長が持ったのだらう、こう考へております。

○中谷委員 では、名前のところだけで論議することはやめます。ただしかし、非常に珍奇な感じがするといふことは申し上げておきたいと思ふので、

そこで、法的な性格でございますけれども、い

わゆる特殊法人でございますから、学校教育法にいうものではないことはもちろん、いわゆる財団法人でもない。法の二十条によって、通産大臣は報告とか検査をさせることができる、あるいは二十一条によって監督命令等を発することができ、こういうことに相なっております。同時に、先ほど政府委員の御答弁の中に、大学院にふさわしいものだというふうなおことばもありましたけれども、そうすると、学校教育法の適用を受けるものではないけれども、教育基本法の精神というものはこの研究センターの中においては尊重されるべきものだということに伺います。また、思います。その点はそのように確認してよろしいでしょうか。

○山崎政府委員 まさに御指摘のとおり、教育基本法の中に入っております。問題点がかなり多いと思えますので、次のようなことをお尋ねいたしたいと思います。たとえば私立学校関係の法律に基づいて私立大学というふうなものについては、その私立学校設立の趣旨に基づいて自由な教育ができると思っております。そこで教育基本法の条文をお開きいただいておりますけれども、第五条の中には男女共学という規定がございますね。そこで、この貿易大

学校が特殊法人という性格を持っている、しかも政府の監督を受ける、そのような性格を持っているということから、男女共学ということについては、男女共学でなければならぬという義務づけを受けることに相なると思いますが、その点はいかがでございますでしょうか。

○山崎政府委員 まだ大学の具体的な詳細は決定いたしておりますが、現在設計その他の準備を始めておりますので、その際にやはり男女共学にすべきかどうか、設備が相当違いますので、その点もお検討中でございますが、現在のところ女子は拒否する、そういうことはございません。ただ各銀行、会社その他から将来の中堅になる人あるいはトップクラスになる人を推薦して出してまいりますので、大体男子が大多数であろうとい

うふうにわれわれは了解して、その準備は進めております。

○中谷委員 かりに政府から出す金が、こういう貿易大校法というかっこうに基づいて出すのではなしに、財団法人貿易大校というものを設立をいたしまして、そうして政府がその助成金を出す、交付金を出すというものであるならば、私は男女共学でなくとも許されると思うのです。ところが、わざわざ貿易大校法案なるものをおつくりになって、いま局長御答弁になったように、教育基本法の精神を尊重するんだということも確言せられた。実際に上級職試験を合格した人が通産省に採用願いを出して、女子職員が採用されるかされないかは別として、形式的な門戸は開放されるということに相なっている。そういたしますと、学校というものは入れものがなければいかぬわけですね。八徳を出してとにかく学校を建てる。全寮制ということに相なっている。そうすると、特殊法人という規定づけをされたことによって、そういう性格を付与しておることによって、男女共学でなければならぬということが義務づけられておるとするならば、とにかく全寮制の中において女子学生の宿舎などというものを準備しておかなければいかぬ。そういうものの準備がなしに女の人を受けようとするというわけにはいかぬ。私も受けてくださいよというわけにはいかぬ。どうも思う。だから、そういうふうなことに非常に困難性がわかる。特殊法人ということにしたために設計の上で女子の宿舎もつくり出すというのでなければ、これは教育基本法違反のものになるんじゃないかという論理が当然成り立ってくる。そういうことを申し上げていじめるわけではないけれども、だから何も特殊法人というふうな

いまだかつてないものをつくる必要はなかったと思う。そういうものをつくらせると教育基本法の五条との関係の問題が出てくる。もう一度お尋ねしますけれども、教育基本法五条を守らなければならないことになると、女子の宿舎もつくりな

ければいけません。設計上そういうものをおつくりになるのでしょうか、いかがでしょうか。

○山崎政府委員 これは答弁になるかどうかわかりませんが、実は私も最初は、もう少し進歩したと申しますが、もっと進んだことを考えておりました。もし結婚しておりました場合には夫婦ともども入る。これは海外で活動する場合には主人公だけではだめで、やはり奥さまの教育が大事である。各国の例におきましても、やはり夫婦とも入るような例が非常に多くて、たとえばアメリカのアリゾナ州フェニックスにあります貿易大校におきましては託児所まで設けてありますので、最初はそういうことも考えた次第で、女子の宿舎のみならず、夫婦生活ができるというようなところで考えた次第ですが、これは少し金がかかり過ぎるというので、一応入りまします一人の場合には男だけ、夫婦連れでなくていまいしょうというところまで決定した次第でございます。女子の宿舎その他についても、現在まだはっきりきまっておりますが、十分考慮していく予定にしております。

○中谷委員 いただきました資料によりまして、アメリカの貿易大校については女子というものは非常に数が少ない。全体の三十分の一程度だ、そしてそのアメリカの貿易大校のほうにおいても特に歓迎してないという趣旨の資料があるわけなんです。ところが、もう一度お尋ねいたしますけれども、もし貿易大校法案なるものをつくらせると男女共学でなければならぬ、女子のための宿舎というものを設けて、女子の学生が入ってくる入れものをつくらなければいかぬということになりますけれども、入れものをつくらないのだ、そんなことについては検討中だということになれば、最初からこれは教育基本法違反のもの、あるいは政府機関としてはなほだおもしろくないもの――防衛大学に女子学生を入れようというようなことは、これは法の目的からいって、別に女子を入れなくてもいいということは言えるでしょう。貿易大校校については、特殊法人としたおかげで、法律的にはそうなるということにわれわれ議員のほ

うも質問せざるを得ない。この点についてはいかがでしょうか。

○山崎政府委員 男女共学につきましては、結局特殊法人にしたがためにそういう問題が起きたのではないかと先生の御指摘もされましたが、実は別の面におきまして、政府の助成監督、特に金を出します場合、先生十分御承知と思いますが、公の支配に属さなければならぬということ、一般の財団法人ではどうしてもできませんので、一一般の財団法人ではどうしてもできませんので、この次第でございます。そのためにこういう状態になったという御指摘ですが、私は必ずしも女子が入るのはいかぬと頭からそう考えてはおりませんので、ややその点先生と感触が違うように感じております。

○中谷委員 それで非常にけっこうなんです。そうすると、設計なんかの面で私は非常にめんどろくさい問題が出てくると思えます。ここに設計などの面から――入る人がいるかいないかわかりませんよ。にもかかわらず、特殊法人という法の性格上、女子寮もつくる。つくらなければ教育基本法違反の問題が出てくるというふうなものをおつくりになるということに相なるわけですが、全寮制ですから、観念的にとにかく女子学生の入学は拒みませんというだけではいけません。本来この大校校については女子寮をつくらせなければいかぬという問題が特殊法人にしたことによつて出てくると思っております。そうすると設計の上で、五部屋にしろ六部屋にしろ、とにかくつくりましますということになりますか。私がそういうことを申し上げるのは、特殊法人ということでは貿易大校をおつくりになったということについて、あまり感心しないから、こういう問題が出てきますよということを指摘しているのですが。

○山崎政府委員 まだ宿舎は設計が十分できておりませんが、大体現在の二流ホテルクラスの設備であるということになっております。各むねが――相当むねを分けてつくりまして、その中には講師の泊まる場所、先生の夫婦の泊まる所

が――相当むねを分けてつくりまして、その中には講師の泊まる場所、先生の夫婦の泊まる所

るとか各種いろいろつくりますので、これが非常に障害になるとは私は思っておりませんし、女子が十分泊まれる設計のものも考えております。

○中谷委員 別の点についてお尋ねをいたします。なお、この点については、あるいはまた別の委員のほうからお尋ねがあるかもしれないと、教育基本法五条の違反になるんじゃないかという私の立論がはたして正しいのかどうか、この点についてさらに政府委員のほうから何か御答弁があると思つた。何か違反を頭から認められてのお答えですが、私は政府委員の立場からすると、五条についての解釈としてもあり得ると思つた。よ、ひとつこの点についてはさらに御検討をいただきたいと思つた。

次に、教育基本法というものの関係でお尋ねをいたしたいと思つた。教育基本法の中には、教育の機会均等ということがうたわれております。そこで、そもそも大学を卒業して四、五年ぐらゐの人、要するにこの法案が期待をいたしております「貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者」という人たちは、大体どのぐらゐ日本におりますか、この点いかがでしょう。

○山崎政府委員 これは学歴その他についての調査がございせんので、貿易動態統計その他に従業員その他出ておりますが、学歴別にはちよつとわかりかねます。それともう一つは、貿易を主とする国際的な経済活動というものが貿易商社、銀行、メーカー、各広範にわたっておりますので、実際これに従事しておる中で大学卒業後三、四年というものは数字的には現在把握しておりませんが、なお調査いたしたいと思つた。

○中谷委員 なぜいまのような質問を私のほうからいたしたかということ、これはもうはつきりしてあると思つた。要するに、百二十人程度の研修生というものを一年の研修期間で採用するというようなことになってくると、これは単なる大企業のエリートだけが採用されて、中小企業の貿易業務に従事している人などというのは、落ちこぼれるのじゃないかという問題が出てくる

と私は思う。そこで、一体対象になる人数は幾らですかということをお尋ねしたわけですが、昨日たまたま通商白書をいただきましたけれども、通商白書に書いてあることですが、お尋ねをいたします。そうすると、「貿易を主とする国際的な経済活動に係る業務に従事する者」というのは、局長、一体どのぐらゐ日本にいるのか。たとえば商社、メーカー、政府機関、いろいろなものをおあげになりました。大学卒業四、五年ということについての統計がむずかしいとおっしゃるから、いまの御答弁ではかつこうがつかまへんから、一体全部でどのぐらゐいるのかということをお答えをいただきたい。

○山崎政府委員 これは現在のところ数字はわかりませんが、少なくとも相当多数であるということだけお答えします。

○中谷委員 非常にいい答弁だと思つた。相当多数だと思つた。しかし、これは資料を調べたらすぐわかることですから、同じことの繰り返しになってはいけませんので、質問を続けさせていただきます。

そこで、私がお尋ねをしたことは次のようなことだ。これは大臣にお答えをいただきたいと思つた。中小貿易業者、こういうところの人たちがこの貿易大学校からはじき出されるのではないかと疑問があります。この点については、たとえば授業料の三十万が高いというふうな問題はそれほど大きな問題ではないということ、私はわかる。ところが、大学を出て四、五年ぐらゐの、かなり仕事に間に合うというふうな商社マンがとにかく一年間貿易大学校のほうに研修に行くということ、小さい商社の負担というか、その点が非常に大きいのではないかと、こういうことから、中小商社はこの貿易大学校に対して社員を研修に出向させるということをおのずから敬遠するのではないかと、これが一点。

いま一つは、いわゆる入学試験といいますが、その入所試験の段階の中で画一的な学力試験を

やつた場合に、中小商社の方が画一的な入所試験というものはじき出される可能性があるのではないかと、こういうふうな問題について、それに対する対策をどうするか。要するに、大きな商社だけのためのものであるならば、屋上屋を重ねる、われわれ関西のことは、高いところに土持ちをするのではないかと不安を持ちます。この点に対する大臣の答弁を求めます。

○菅野国務大臣 この内容をちよつと見ますと、何だか大商社だけを相手にしているようにお考えになるかもしれませんが、一応大学卒業生でということにはしておりますけれども、大学を卒業しなくても大学卒業以上の能力を持っている人がたくさんおられますから、したがって、優秀な人で、中小貿易業者の中で、こういうところへ入れてもつとみがかきかけてやりたいという社員が相手とおる私は思つた。そういう人は喜んで入ればやりたいと思つておられます。大商社の人ばかりを相手にしているというふうにお考えにならないほうがいいと思つた。むしろ中小企業者で優秀な者はどんでん入ってほしい、みがかきかける意味で入ってほしい、こう存じております。なお、一年もおつちや自分のところの商売に影響するといふような人もあるかと思つた。そこでBコース、Cコース、Dコースというふうな制度を設けておられますから、そこで半年で研修するとか、あるいは三月で研修するとかいうような方法をとってやりたい、こういうふうな思つております。したがって、この貿易大学校というものが大商社だけを自当にしているものではないかということだけはつきり申し上げておきたいと思つた。

○中谷委員 本科百二十人程度を予定しておられるわけだ。そこで、この言い回しはかなり私も注意して言わなければいけないと思つた。けれども、優秀な中小商社の人を拒むものではない、あたりまえのことだと思つた。ただ実際に、仕事に時間あるいは勤務の激しさなどからいって、中小商社のほうが大企業の商社の社員のように勉強する時間がないというふうな中で、試験をまとも

にも受けた場合には、どうも大企業の商社の方のほうに受かりそうだと、どうも大企業の場合、試験の中で、たとえば中小商社については、百二十人のうち何人ぐらゐまで中小商社で占めるのだということまで踏み切らなければ、私は問題が出てくると思つた。まずお尋ねいたします。本科百二十人というのは大体どのような割合になるのですか。政府機関、ジェットロからも行くというふうな話を聞いています。メーカーからも行くというふうな話を聞いています。メーカーからも行くというふうな話を聞いています。商社の中の大と中と小というのとはどの割合になるのか。また私がいま指摘したような百二十人のうち何人ぐらゐまでは中小商社の人で確保するのだという明確な御答弁がなければ、どうもこの法案はしよつぱなから、大臣がおいでになるまでに大学校というのをおかしいというので問題を提起したように、私のほうではこの法案について疑問が繰出してくるというのをいわざるを得ない。

○山崎政府委員 それでは事務的な面からお答えいたします。これを實際やりますときに、各方面にいろいろアンケートをとって、世論と申しますか、一般の関心あるいは希望その他も十分とつたわけでございしますが、そういったと、大体七割の大、中の企業から、本科コースと申しますかAコースの百二十人の中に進みたいという希望があります。それから中小と申しますか、や小さいクラスの業界に対するアンケートでは、一年の間進ませることは非常に困難である、したがって、もっと短い期間でやるものを設けてほしいという希望が非常に強いわけでありました。したがって、Aコースとしましては百二十名、これは御指摘のとおり、一年間将来の幹部を派遣し得る余裕のある会社にとどまるかと思つた。そのかわりBコースと申しまして、アンケートをとりましたところ、三カ月ないし六カ月ぐらゐなら派遣し得る、これは金の問題ではなくて時間的な意味で派遣し得るという回答が非常に

多かつたものですから、そういう六カ月以内の別のコース設ける、これも約百名程度を入れるという計画を立てております。

○中谷委員 いずれにいたしましても、通商白書の中にも明らかなように、たとえば通商白書七四五ページには、売り上げ高の構成というふうなものが出ておりますけれども、そのことをお尋ねするわけではないのですが、中小商社が非常に多い。だから局長の御答弁は非常にまともであるし、ストレートに御答弁になるのですけれども、そうすると本来本科コースというものについては、中小商社の人たちは、機会はあるけれどもそれを応じられない、やむを得ずして機会を放棄せざるを得ないようなアンケートの結果だというふうには私はお伺いせざるを得ない。ますます疑問が出てきたわけなんです。したがって、この点はすでに問題点として指摘されておるわけですが、けれども、たとえば、もっと論理的にお尋ねをするとなれば、企業規模別であるとか、あるいは業種別であるとか、そういうあらゆる点からの公平を期する方法というものが講ぜられているということについての明確な御答弁がなければ、私はなかなかこの法案については問題点が多過ぎると思うのです。そうすると、いま必ずしも、助成あるいは援助その他の優遇措置等を講ずる中で、業種別あるいはまた規模別の公平を失しないような措置ということについては、明確な御方針がないというふうにお伺いをせざるを得ないと思いますが、いかがでしょうか。

○山崎政府委員 この百二十人をどういう構成で入れるかということにつきましては、確かに現在のところ決定いたしておりませんが、またこれは逆に、決定すべきではないと申しますのは、これは元来希望する者を入れるということでございますので、希望に合った状態なるべく多数を受け入れるということであらうかと思いますが、AコースないしBコースというふうな希望が現実でございますので、そういうふうなことをとりまして、Aコース百

二十人の内訳をあらかじめきめるといふ考えはございませんが、ただ元来が商社、メーカー、銀行等、民間の出身者を優先して入れるという考えになっておりますので、官庁その他から行くのは非常に数少ない結果になるだろうとは考えております。

○中谷委員 もう一度この機会に、教育基本法については別な委員から論議していただきたいと思っておりますが、第三条の「教育の機会均等」というのは、ただ単にその人が希望した場合にその人の希望がむげに拒否されないということだけにとどまらずに、そういうふうな実質的な機会が与えられねばならないという社会的な権利にまで高められねばならないという一つの考え方もあると私は思うのです。とにかく希望した者についてはそれを拒否しませんよということであれば、こういうものの言い方は恐縮ですが、十八世紀のものと考え方だといわれておるわけでございますね。ですからもう一度この点については、教育の機会均等という問題で、実際問題として中小商社の幹部、若手職員に、どのようにこの貿易大学校というものについて期待にこたえられるかという明確な御方針がなければ、われわれとしてもどうも疑義が続出してくるということだけを申し上げて、次の質問に移りたいと思っております。

別科という問題、Bコースという問題が出たのですけれども、もう一度お尋ねいたします。お考えになつて貿易大学校のコースとしてはどんなコースがあるのですか。

○山崎政府委員 Aコースと申しますのは、一年間語学、地域学、それから国際経済交流に関するケーススタディをやりますものと、それからBコースと申しますのは、約百人を六カ月の間、語学と貿易実務の教育を行なうというものでございます。さらにCコースというのは、語学を六カ月の間にわたって教えます。Dコースと申しますのがございまして、これは企業の幹部職員の再教育と申しますか、セミナーと申しますか、約五十人程度を二週間くらいの期間教育いたしていくも

のであります。そういたしますと、年間にいたしますと大体延べ四百名程度ないし五百名程度の人に対する研修を与える予定にいたしております。

○中谷委員 貿易大学校の設立について昨年の九月二十七日に中山教授のほうから、「貿易大学本科の教科目編成に関する意見書」というものが出ておりますが、それはさておいて、最初貿易大学校の考え方の中に、高等学校を卒業した生徒さんについて都道府県知事の推薦のある人について二年ないし三年のいわゆる研修をするんだという構想がございました。この構想は現在どうなつておるのですか。

○山崎政府委員 その構想は現在も生きておりますが、貿易大学校の中心になる本科コースのたまたま申し上げた場合がAコースでございますが、Aコースの問題につきましては重点を注ぎまして、別科コース、別科問題につきましてはなおその考えを持っておるわけでございますが、まず大学をつくりましてからなお検討を重ねていきたい、こういう考えでございます。その間とありあえずいわゆるBコースというものを、意外にこういう御希望が多いものですから、高校卒業以上ということとBコースをとりあえず同時に設置いたしまして、これをもつて別科構想に変えたという意味でございますが、現在の実情に合致して一応こういうコースを置くことにいたしましたので、なお実情について考えていきたい、あるいは様子を見たい、こう考えておるわけです。

○中谷委員 別科コース、一学年百五人から百四十人、二年もしくは三年の期間、高校卒業者にし

て都道府県知事の推薦するもので学力テストを行なうというふうなことで別科コースは、構想としてはお持ちになつておるけれども、現在どこかへ消えてしまつておるというふうなことで貿易大学校という名前が非常におかしく思ふこととどこかで私はやはり結びつくと思つたのです。要するに、大学を卒業して四、五年もたつて実務の経験のある人ということでは、大学を出た者に大学校ということはおかしなものでありまして、特に

中小商社の人たちのためにということ、あるいは中小商社のいわゆる将来の幹部職員の養成ということになつてまいりますと、本科コースというのはむしろ、先ほどから何べんも同じことを申し上げますように、大きな商社のためにある制度ではなからうかという感じがしてしょうがない。別科コースというのは、かりにこの法案ができたこととして、いつごろおつくりになる御予定なのか、この点いかがでしょうか。

○山崎政府委員 現在の法案がかりに通りました場合におきまして、本科が四十三年度の十一月ごろ開校になるかと思つております。その後別科を検討いたしてやりますかと思つております。なぜそういう考えになつたかと申します点につきましては若干つけ加えますと、各地方におきまして、高等学校卒業後貿易実務に対する研修期間一、二年の機構というものの御希望が意外にございまして、神奈川県、大阪府その他にもございまして、これらの様子も十分私どもも見ていきたいと思つて、これに重複するようなことも必ずしも国としてはよくないという考えから、や別科コースに対する関心度が変わつてきたということは申し上げられ

す。

○中谷委員 そのあたりに私は、この大学の性格と行くえが大きな商社だけのために働くのではないかと不安と疑問を持つわけなんです、別の質問に移ります。

これは大臣にお尋ねいたしますけれども、昭和三十九年の九月に臨時行政調査会が「公社・公団等の改革に関する意見」というものを出しております。その中の第三編の中で「公庫、公団、公社、事業団その他の特殊法人等の改善について」という指摘がございまして、この貿易大学校というものは、できるかできないかは別として、臨時行政調査会が指摘しております、特殊法人にあたるものだ。それは改善しなければならぬとつかつてはいかぬということとは別ですよ。特殊法人であることはまぎれもない事実だと考えます

この法案がかりに通りました場合におきまして、本科が四十三年度の十一月ごろ開校になるかと思つております。その後別科を検討いたしてやりますかと思つております。なぜそういう考えになつたかと申します点につきましては若干つけ加えますと、各地方におきまして、高等学校卒業後貿易実務に対する研修期間一、二年の機構というものの御希望が意外にございまして、神奈川県、大阪府その他にもございまして、これらの様子も十分私どもも見ていきたいと思つて、これに重複するようなことも必ずしも国としてはよくないという考えから、や別科コースに対する関心度が変わつてきたということは申し上げられ

す。

○中谷委員 そのあたりに私は、この大学の性格と行くえが大きな商社だけのために働くのではないかと不安と疑問を持つわけなんです、別の質問に移ります。

これは大臣にお尋ねいたしますけれども、昭和三十九年の九月に臨時行政調査会が「公社・公団等の改革に関する意見」というものを出しております。その中の第三編の中で「公庫、公団、公社、事業団その他の特殊法人等の改善について」という指摘がございまして、この貿易大学校というものは、できるかできないかは別として、臨時行政調査会が指摘しております、特殊法人にあたるものだ。それは改善しなければならぬとつかつてはいかぬということとは別ですよ。特殊法人であることはまぎれもない事実だと考えます

この法案がかりに通りました場合におきまして、本科が四十三年度の十一月ごろ開校になるかと思つております。その後別科を検討いたしてやりますかと思つております。なぜそういう考えになつたかと申します点につきましては若干つけ加えますと、各地方におきまして、高等学校卒業後貿易実務に対する研修期間一、二年の機構というものの御希望が意外にございまして、神奈川県、大阪府その他にもございまして、これらの様子も十分私どもも見ていきたいと思つて、これに重複するようなことも必ずしも国としてはよくないという考えから、や別科コースに対する関心度が変わつてきたということは申し上げられ

す。

○中谷委員 そのあたりに私は、この大学の性格と行くえが大きな商社だけのために働くのではないかと不安と疑問を持つわけなんです、別の質問に移ります。

これは大臣にお尋ねいたしますけれども、昭和三十九年の九月に臨時行政調査会が「公社・公団等の改革に関する意見」というものを出しております。その中の第三編の中で「公庫、公団、公社、事業団その他の特殊法人等の改善について」という指摘がございまして、この貿易大学校というものは、できるかできないかは別として、臨時行政調査会が指摘しております、特殊法人にあたるものだ。それは改善しなければならぬとつかつてはいかぬということとは別ですよ。特殊法人であることはまぎれもない事実だと考えます

この法案がかりに通りました場合におきまして、本科が四十三年度の十一月ごろ開校になるかと思つております。その後別科を検討いたしてやりますかと思つております。なぜそういう考えになつたかと申します点につきましては若干つけ加えますと、各地方におきまして、高等学校卒業後貿易実務に対する研修期間一、二年の機構というものの御希望が意外にございまして、神奈川県、大阪府その他にもございまして、これらの様子も十分私どもも見ていきたいと思つて、これに重複するようなことも必ずしも国としてはよくないという考えから、や別科コースに対する関心度が変わつてきたということは申し上げられ

す。

が、念のためこの点お答え願います。

○菅野國務大臣 いわゆる公社、公団の特殊法人のカテゴリーには入らないと思ひます。たとえは商工会議所なども特殊法人ですが、ああいふものに相当すると思うので、いわゆる民法のいう公社、公団の特殊法人というカテゴリーには入らないと思ひます。

○中谷委員 大臣、臨調の意見は「公庫、公団、事業団その他の特殊法人」となっております。だから私は、これは公庫です、公団です、よという指摘はしてないわけですか。「その他の特殊法人」の中には入るのじゃございせんか。

○菅野國務大臣 いわゆる特殊法人ではなく、特別法による認可法人という意味です。

○中谷委員 この点ちょっと私思ひ違いをしていくかわかりませんから、よく検討してみます。

ただこういうことについてお尋ねしたいと思ひます。要するに、貿易大学校というものは特殊法人だと私理解しているのですが、これは民法のいう財団法人ということですか。この点さつき政府委員の御答弁の中に、財団法人では都合が悪いと聞き得るようなことがありましたけれども、まず法的に財団法人としてこの種のものの設立ができないのかどうか。そういうことはなと思ひますけれども、お答えいただきたいと思ひます。

○山崎政府委員 私どもが理解いたしておるところでは、憲法によりまして、公の支配に属せざる場合は教育機関に政府が助成その他をしてはならないということになっておりますので、一般の民法上の財団法人によりまして学校をつくりました場合、それに対して国が助成することはできない、こう考へております。

○中谷委員 念のために……私立学校ということであれば助成の対象になりますね。

○山崎政府委員 これは学校教育法に基づいておられますから、その学校教育法あるいは私学振興法とかいう別途の法律でやりました場合は差しつかえないかと思ひます。

○中谷委員 ではこの機会に次のようなことをお尋ねしておきたいと思ひます。

貿易大学校というものをつくって、貿易に従事するいわゆる国際的な経済人というものを養成するんだということですが、現在貿易に従事している商社、メーカーなどは、どのような形で現在社員に対する研修というものをやられておられるのか、どこに不十分な点があるのかという点は、私は一つ問題にならうと思ひます。現在のメーカー、商社等の研修制度のあり方あるいは現在の研修の実情というようなことについてお答えをいただきたいと思ひます。

○菅野國務大臣 大学の卒業生が商社で特別研修を受けておられるという例は少ないと思ひます。あるいは修行的のために一月お寺で共同生活するとかいうことはやっておりますけれども、要するに彼らは実務によって貿易のいろいろの知識を得ておられるのでございませぬ。そこで、この貿易大学校を特に設ける必要を痛感しておりますのは、私自身がいま大学の教授をしておりますからよく知っておりますが、語学の点において、あるいは地域的な知識においても十分教へてはおりませぬ。したがって、語学の点、地域的な特別な教育を施し、それからもう一つは、やはり貿易人としての人間をつくるということですか。今日、日本の貿易が発展してきたという大きな原因は、やはり私は日本の貿易人というものが世界的な信用を得たというところに大きな原因があると思ひます。ございまして、そういう意味において語学の研修、地域的な研修をやりまして、一年間寮生活をして、そうしてそこで人間的な修養をせよというところ、それがねらいでありまして、そういう意味において、どこへ出してもいづれ貿易商人として臨めるような人間をつくりたいという考へをしておるのでございませぬ。大学を出て二、三年実地に当たって、そしてまたこういうような研修をやれば、私はいづれ貿易人が育成せられるんじゃないかという意味において、それだけ日本

の貿易の発展に資するところ非常に多いというようなことを確信いたしました。こういう貿易大学校を設置することに至った次第であります。

○中谷委員 では、いまの質問に関連して一つだけお尋ねをしておきます。

何か法案の提案趣旨の説明によると、こういうことばが、貿易振興の中で、あるいはまた貿易業者というふうなことばの中で普通に使われているのかどうかは別として、国際経済人、それを養成するんだということが言われているわけなんです。そこで先ほど私が指摘いたしておりましたのは、規模別あるいは業種別のいわゆる機会均等が確保されるかどうか、その点について疑問があるというところをお尋ねしているわけですが、次に、たとえば最近の貿易というものについては、経済協力のほかに技術協力ということが非常に強調されている。このことについては提案趣旨の説明の中にも強く主張されているのです。そうすると、一体国際経済人というふうなことばと同様に、こういうことばがあるかないかは知りませぬけれども、国際技術人なんということばが私はいちもいんじやないか。要するに技術の關係の人です。お尋ねしたいのは、百二十人の本科コースの人たちについていわれる大学の出身学部です。これは一体、この貿易大学の考へ方として、経済学部あるいは法学部とか文学部とかいうふうな出身の人と同じく、工学部とか理学部だとかいうふうな出身の人も入らせるんだということになるかどうか、またその割り振りはどういうことになるかというふうなことについてお答えいただきたいと思ひます。

○菅野國務大臣 もちろん工学部とか理学部とかいうような卒業生も私はここに入学させてよいと考へております。それからまた文科系統を受けた人に対しても技術的な知識を授けなければならぬ、こう考へておるのであります。事実今日、貿易商人が技術的な知識がなかったら貿易できないというふうな時代になってきた。ということは重化学工業製品がおもな取引商品でありますから、

したがって、そういうふうな知識を持たなければ實際貿易に従事することができない。外国の商社を見ましても、たいがい工学博士とかいうような者がセールスマンとしてやっておるのであります。でありますからして、そういう意味でこの貿易大学校においてもそういう技術的な教育も施していきたい。そして国際人ということばを使つたのは、国際的に見て対等に扱われるような人間にしたいという意味で私は国際人ということばを使つておるのであります。日本人であつても語学もできるし、いろいろの点において修養もあるし、りっぱな人間、国際的に見て恥ずかしくない人間をつくりたいという意味で、国際人としての人間を育成したいという考へを持っておられます。

○中谷委員 次に、三十億というお金を集める、うち八億については土地あるいは建物等について使つていく、あとの二十二億というものが運営の基金になつていくという考へ方ですが、この機会にお尋ねしておきたいと思ひますけれども、十五億という財界と申しますか業界というか、民間から求める金です。これについては、十五億というの目標で、いわゆるそれが最低の目標なのか、それ以上多ければ多々ますます弁すということになるのか、この点は一体どういふことに相なるだろうか。ここに役員名簿等もございまして、おそらく委員には各商社などが割り振りを受けるんだらうと思ひますけれども、こういうふうなお金の集め方についてひとつお答えをいただきたい。

同時に、これはもう先ほどの答弁で、そんなことはありませぬよという考へが出るのは当然ですけれども、要するにお金を出すというところは大体大きな商社でございませぬ。そうすると大きな商社のほうは、お金を出したんだからおれのところの若い職員を入れるということに相なることもあり得るだらう。そんなことはあたりまえのことだけれども、そういうふうなことから入所者は左右されませぬよというところは、この機会にお答えとして、これはむしろ政府のほうがそう

いう点は強調したい点だろうと思うので、ひとつこの点も念のためにお聞きしておきます。

○山崎政府委員 十五億が最低か最高かというお話であります。もちろんこれ以上集まりましたらけっこうでございます。一応現実的な目標といたしまして十五億ということで、設立準備協議会というものがございまして、石坂経団連会長が会長をやっておりますが、この機関が中心になりまして、さらにその下に経理の委員会がございまして、これは昭和電工社長の安西氏が委員長をやっております。これに経団連の従来から募金の関係の組織がございまして、この両者が協議いたしまして、十五億を目標といたしまして、二年間にわたりまして業界ごと割り振りを行なうということになっておりますが、この割り振りは、一応従来の慣例と申しますが、そういう大体の率がございまして、それによることになると思っております。ただ、貿易大学校である関係上、従来の慣例よりやや貿易商社にウェイトを置くというような割り振りになっております。

それから、その次の点は、むしろ大臣からお答えしたほうがよろしいかと存じます。

○菅野国務大臣 たくさん寄付したらより多く入れるかどうかという問題ですが、それはもちろんこの校長の方針によることだと思います。まあ現在の大学なるものでも、金を出して入れているところもあるようではありますが、その校長の方針によって、金を出しても入れぬという学校もありますし、全く私はそれは校長の方針でまゐることだと思います。われわれとしては、そういう不公平のないように、優秀な者を、将来貿易人としてりっぱに活動できる人を入学させるという方針でいってほしいということに希望する次第であります。

○中谷委員 従来の受益者負担的な考え方というのは、この場合には私は研修センターですからなじまないと思うのです。いまの点については、もう少し明確に私もさらにお尋ねをしたいと思えます。

それから政府委員の方にちょっとお願いをしておきますけれども、中ごろに私がお尋ねをした、いわゆる対象となる若手職員の数は何人くらいですかというあたりについてのお答えがなかったわけです。

そこで、私のほうの資料は非常に簡単なんですけれども、通商白書の七四三ページ以下の貿易業者というあたりを中心にしてさらに質問を続けたらと思います。同時に、一般的に、この機会に輸出振興ということに関連いたしました。同じく白書の六七〇ページ以下の海外輸出振興活動というところを中心にしてお尋ねいたしたいと思う。同時に、教育基本法についての五条あるいは三条ということも申し上げたら、違反ですとかなんとかお答えがあったけれども、その点私自身もいまいしく教育基本法関係の学説あるいは判例等も調べまして——いろいろゆる特殊法人も、教育基本法との関連において規定づけられる面がある、制約をされる面が出てくるだろうと思う。そういう点についての質問をいたしたいと思っております。本日はひとつ委員長にお願いをしまして、この程度にいたしまして、質問を留保したい。政府委員のほうでも、教育基本法などというところあまりなれないところだと思えますけれども、御研究をいただきたいと思えます。終わります。

○島村委員長 次会は、明後七日金曜日午前十時十五分理事會、十時三十分委員會を開會することとし、本日はこれにて散會いたします。

午後三時四十二分散會